

開 会（午前9時0分）

○議案第9号 平成29年度所沢市一般会計予算

○島田一隆委員長 おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

14日に引き続き議案第9号「平成29年度所沢市一般会計予算」の審査を行います。

審査の前に、補足答弁の申し出がありますので、これを許します。

○柳田商業観光課長 14日の矢作委員の旧コンポストセンター利活用事業について、道の駅的な機能ということで正確にお答えできませんでしたので、お答えをさせていただきたいと思います。

確認いたしましたところ、道の駅につきましては、国土交通省が登録を行う制度でございまして、主に3つの要件を定めてございます。24時間利用できる駐車場、また同じく24時間利用できるトイレという休憩機能というものと、そのほか道路情報ですとか地域の観光情報を発信していく情報発信機能、また文化施設ですとか観光レクリエーション施設などを備えた地域連携機能という、この3つの機能を備えているということが要件となっております。

また、採択基準といたしまして、主要な幹線道路のうち、夜間運転とか過労運転による交通事故等のおそれがある路線において整備をする場合、採択されるというものになってございまして、今回の旧コンポストセンター跡地の利活用につきましては、24時間のトイレ利用など、休憩機能として安全で快適に道路を利用するための道路交通環境の提供というものには想定をしておりませんので、そのほかの機能でございまして情報発信機能ですとか地域連携機能というものを基本コンセプトとしている道の駅的な機能という形で表現をさせていただいたところでございます。

○島田一隆委員長 ただいまのとおり、御了承願います。

それでは、質疑を求めます。

○赤川洋二委員 189ページの委託料の所沢市街づくり基本方針改定業務委託のほうでお聞きしたいと思います。議案資料ナンバー2の117ページということで、平成26年に策定した街づくり基本方針、これは議決事項でもございますし、街づくりのバイブルというか、非常に重要な部分でございまして、議案資料でいくと6次総も大変いろいろな事情があると聞くんですけども、これを、こういう重要なところを改定ということ、これは、3年まだたっていない中で改定する根拠、これについて議案資料よりもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○埜澤都市計画課長 改定する理由としましては幾つかございますので、順次説明申し上げます。

まず、市の動向といたしまして、委員がおっしゃった第6次総合計画の策定が進められて

おりまして、また、そのほかにも所沢市環境基本計画、所沢しみどりの基本計画なども、こちら31年から新たな計画とするということで策定が進められるということで、こういった諸計画に整合性を図っていきたいと考えております。

また、COOL JAPAN FOREST構想の中で重点プロジェクトの進展がございましたり、既に事業としてスタートしていますところん健幸マイレージ事業、それから、マチごとエコタウン構想なども既にスタートしている状況です。こういったところにも整合性をとっていきたいというふうに考えてございます。

また、国のほうの動向を見ますと、都市再生特別措置法というのが一部改正されまして、コンパクトシティの形成に向けました立地適正化計画の策定が可能になりました。

また、都市の農地に関しましても、都市農業振興基本法というのが施行されまして、都市の農地の扱いが大きく転換されたところです。生産緑地等の関係につきましても、ここで都市緑地法の一部を改正する法律案というのが閣議決定されたような動きがありまして、このように、都市を取り巻く環境、また人口減少、急速な高齢化というのが到来している中、市民にわかりやすい形で、長期的な視点で明らかにしておこうというための改正でございませぬ。

なお、改正に当たりましては、29年度から3カ年を策定期間としておりまして、平成32年を開始年といたしますもので、中6年を置いての改定というようになる予定でございませぬ。

○赤川洋二委員 街づくり基本方針、これが平成26年に示されたものですね。そこで年次目標ということで、おおむね20年先を目標としていますということで、この前のときは平成10年に定められて、平成26年ですから15年ということで、このときも私も質疑をしましたが、やはり、当然6次総がいつあるのかということも含めて、いろんなことはもう想定されていたんですね。

この形でいきますと、また国の法律が変わったりしたら、ころころこういう形で街づくり基本方針をまた、今度改正じゃないんですよ、改定なんですよね。先ほど15年ぶりの改定が行われたばかりで、もう既にまた改定ということで、この街づくり基本方針は何を根拠に、特に私は6次総がやっぱり重要だと思っていまして、もうちょっと6次総が見えてきた中でこういう予算を出してきて改定していくとわかるんですけども、変えることを想定して予算を出してきているという、その辺のところに対する基本的なこの街づくり基本方針を策定することに対する考え方を聞きします。

○埜澤都市計画課長 今回の改定のタイミングにつきましては、今まで大きなところといたしまして、34万人の人口を維持するという目標を掲げておりましたが、ここでやはりいろいろな国勢調査であったり、あと所沢市の人口ビジョンというものが策定されまして、さまざまなそういうところで、人口減少というところが所沢市にも間近に近づいてきている

というところもございまして、そういった中で、先ほど申し上げたコンパクトなまちづくりという、全国的な都市計画の方向性が大きな転換期を迎えておりますので、そういったところを盛り込んで、新たに街づくり基本方針を改定していきたいという考えでございます。

○赤川洋二委員　それで、我々議会もこれは議決事項で議決したわけですが、今後、どういう形で議会に対して説明なり提案をしていく予定なのか、これについてお聞かせください。

○埜澤都市計画課長　当然こちらは議決事項となっておりますので、最終的には議会の御承認をいただきたいと思っております。その前段階で、策定の素案ですとか案をつくった段階で、議会のほうには内容を御説明させていただきたいと考えております。

○赤川洋二委員　それと、議案資料ですとこれは策定する段階、26年、結構いろんなプロセスや時間をかけて市民参加を行っております、スケジュールの中でパブコメを実施するとかいうことは書かれてはいるんですが、これは皆様パブコメを実施する手続実施とそのぐらいなんですけれども、市民参加についてはどういうふうに考えていますか。

○埜澤都市計画課長　まず、市民参加につきましては今予定ですけれども、平成30年度より市民によります検討会議というのを設置させていただきまして、その中でさまざまな御意見を頂戴しようと思っております。

○赤川洋二委員　それも議案資料に書いておいていただきましたかと思いますが、それで、確認したいのが、先ほどお話ししたように、人口ビジョンも含めて6次総の中で大きくいろんな形で変わっていくと思いますが、6次総と、あと今回の街づくり基本方針の改正、あとほかのいろんな部分の改正のタイミング、これが定まって、こういう中でいつ、例えば6次総と同時にスタートするのか、それとも6次総が決まってからスタートするのか、その辺のタイミングについて、お聞かせください。

○埜澤都市計画課長　先ほど幾つか説明させていただきました計画につきましては、31年スタートという予定になっております。街づくり基本方針につきましては、まず、大きな改定のポイントとしまして、将来道路体系の見直しというところも考えておりますので、その中で、まずは現況の交通量調査を来年度実施する予定でございますので、そこからスタートし、素案づくりについては30年度からつくっていく予定でございますので、スタート年は平成32年という形になってございます。

○石原 昂委員　同じところで、概要調書のほうで伺いたいんですが、委託内容というところで、総合都市交通体系調査業務委託というのがあるんですけれども、これはどういった委託になるのか。

○埜澤都市計画課長　こちらの総合都市交通体系調査業務委託につきましては、国の補助金の活用がございまして、その補助メニューの名称をつけておりますので、かなり大がかりな

調査をされるような連想になるかもしれないのですけれども、実際のところ、平成29年度に市内交差点50カ所程度で交通量調査を行いますこと、こちらが主な業務になります。

○吉村健一委員　今と同じ関連でお伺いしますが、将来の道路体系を見直していくというようではございますけれども、都市計画道路で結構かなり昔に決定して、今はほとんど塩漬け状態になっているような道路が幾つかあるじゃないですか。こういった見直しというのはこういう中でやっていくのかどうかということ、それから、最も古くて塩漬けになって、全然進展していない計画道路というのが幾つかあれば、お示しをいただきたいと思っております。

○埜澤都市計画課長　今回の将来計画体系の見直しにつきましては、街づくり基本方針に掲載されているもので、平成29年度交通量調査を行いました結果から、まず、この全体的な道路網として問題があるかどうかなどを検証していこうというものでございます。今、委員がおっしゃった都市計画道路の見直しにつきましては、埼玉県とともに、所沢市におきましてもおおむね10年ごとに実施しておりますけれども、この街づくり基本方針の道路体系での位置づけが評価項目の1つとして取り扱われるものでございます。

それから、今、塩漬け路線ということでお話ございましたが、幾つかということで、代表的なものを申し上げますと、全線ではなくて部分的なものですけれども、上新井富岡線です。

○浅野美恵子委員　そのちょっと下の、生産緑地指定標識設置委託料ですが、これは区画整理の中で減歩して、生産緑地が残るところに表示するという御説明ですが、現在やっている北秋津、上安松地域の区画整理内のみでしょうか、この金額だと。全市ではないと思っております。

○埜澤都市計画課長　こちらに予算計上させていただきましたのは、北秋津、上安松地区で新たに区画整理が始まりまして、市街化編入が行われる予定でございますので、それに合わせて生産緑地の指定をしたところの標識となります。

○浅野美恵子委員　現実に何件くらい表示なさるのかということと、区画整理内の地域の生産緑地として残るのは何%ぐらいでしょうか。わかったら教えてください。

○埜澤都市計画課長　標識の箇所数としましては25カ所でございますが、生産緑地の区域数としましては18地区でございます。この数字が合わない理由としましては、18地区のうち7地区が広い農地であることから、2カ所の設置が必要と考えますことから、数字が18地区に対しまして25カ所の設置となっているものでございます。

それから、あとはこの区画整理地内の農地の生産緑地の指定の割合ですけれども、区画整理地内の農地が14.6ヘクタールございまして、そのうち5.72ヘクタールが今後3月末に生産緑地に指定される予定でございます。割合としては、約40%でございます。

○浅野美恵子委員　具体的にどんな標識になるのかということと、区画整理の事業が進む中で、生産緑地だからお茶畑とか、農地として残っていくということなんですよ。

○埜澤都市計画課長 標識の形状でございますが、緑色の直径10cmの真四角の柱のような、緑色の柱で高さが2 m、人の高さぐらいのものでございます。そこに、生産緑地という名称と指定番号が示されております。今回その標識を設置しましたところそのままかといいますと、これは将来的に換地されますので、換地されましたならば、またそちらのほうに生産緑地が移りますので、その標識は移動させていただきます。

○荒川 広委員 委託料で、土地利用転換推進業務委託料のところ伺いたい。まず旧逆線引き地区ですが、誰が、住民が求めてこうなったのか、あるいは行政側の都合で、都市計画でこうなったのか。どっちかといえば、やはり行政のほうの都合だろうと思うんですね。それで、何でこの3地区が浮上したかという、アンケートをやって、大体3分の2近くまで来ているというようなことなんですけれども、具体的にアンケートをやって回答しないところもたくさんあると思うんですけれども、全地権者を分母にして市街化区域にしてほしいというその回答があった比率というのは、その3地区それぞれ幾つですか、何%ですか。

○畑中都市計画課主幹 旧暫定逆線引き地区のうち、区画整理で市街化編入を目指すとした3地区のうち、牛沼地区につきましては、市街化編入を希望するとした方の割合は22.3%でございました。この集計をするに当たりましては、人数のほか面積でも集計をいたしております、面積ベースで言いますと市街化編入を希望する方は50.5%でございました。

○荒川 広委員 だから、3地区お願いします。若松地区、それから下安松地区。

○畑中都市計画課主幹 若松地区につきましては、市街化編入を希望する方は、人数ベースでは28.4%、それから面積ベースでは55.7%でございます。あと、下安松地区につきましては、市街化編入を希望される方が30.9%、面積ベースで言いますと43.6%でございます。

○荒川 広委員 このように、アンケートが届いても何のこともさっぱりわからないという方がたくさんいらっしゃるわけですよ。これを見てもわかりますように、人数から言うと大体20%台なんですよ、30.9%というのもありましたけれども。

そういった中で、これは、いわゆる3分の2賛成すれば進められてしまうわけですね。それで、北秋津の区画整理でも、結局これからも農業をやっていこうという人は生産緑地に指定されて、いわゆる税金のほうは余り変わらないんですけれども、ただ減歩というものがあるわけですよ。区画整理そのものを知らない人はたくさんいらっしゃるわけです。その中で、この下安松地区なんかは以前にもありましたから、すごく詳しく知っている方々、これからも後継者をつくって農業をやっていこうと真剣な人がいっぱいいらっしゃるわけですよ。そういう人たちはもう減歩ですよ。これは誰でも知っているわけです。

そういう中で、3分の2に到達したら進めてしまおうなんて言ってしまうと、狭山ヶ丘の区画整理みたいに、30年かかってもまだ仮換地できないというようなところもあるわけですよ。この5,300万円というのは、具体的にコンサルタントの力を借りて、主に説明会が中

心だと思っんですけれども、どういふ中身ですか。

○畑中都市計画課主幹 土地利用につきましては、制度が非常に難しく、一般の地権者の方々の理解がなかなか進まないという御指摘は十分認識をいたしているところでございます。今回の意向調査につきましては、基本的な説明をいたした上で市街化編入を希望するかしないか、それと、あと多数派で構わない、そういう選択肢でもって御回答をいただいているものでございます。

先ほどお答えいたしましたのは、市街化編入を希望するという方みの数値でございますので、これに多数派で構わないという御意見を加えた場合におよそ3分の2を目安として希望者がいる場合には、今回3地区について市街化編入を目指す、その前提としての区画整理事業を行うという方向性で考えております。それで、昨年11月に地権者の方々に説明会をしたわけですが、市としてはそういう結果が得られたので、そういう方向性で皆様はどうでしょうかという投げかけをしたというところなんです。

そのときに、意向の方向性としては市街化を希望される方が多かったわけですが、実際に土地区画整理事業を進めていった場合にその地域はどのように変わるのか、それからどのような負担割合になるのか、そういったことが説明できませんでしたので、平成29年度に予算がとればそういった資料を作成してお示しして、より深い理解をいただいた上で実際に区画整理事業に行けるかどうか判断していただく機会を設けていきたい、というところでございます。

ですので、今回、平成29年度の委託料の中で考えている内容といたしましては、そういった地権者の方々への説明会の開催で、その開催に伴いまして説明資料が必要ですから、説明資料の作成、それから資料送付用の地権者リストの作成、そういった形で地権者の御意向をまとめていくという方向性が1つでございます。あとは、先ほど申し上げたように、土地利用のイメージがつかめませんと、なかなか実際に区画整理に参加する、参加しないという判断ができませんので、その判断の参考になるような資料を作成していく、そういった内容を現在のところは考えております。

○荒川 広委員 では、1つお伺いしたいんですけれども、北秋津の区画整理で平均減歩率は何%ですか。

○遠藤市街地整備課長 北秋津、上安松地区の減歩率につきましては44%でございます。

○荒川 広委員 それから、三ヶ島、松郷、それから所沢インターチェンジ、ここも始めようとしているわけですが、三ヶ島でも渡された資料の説明の中では、やはり減歩率がやっぱり四十何%という話があったそうですけれども、そういった説明はされているんですか、三ヶ島の説明会では。

○畑中都市計画課主幹 産業系の土地利用に関しまして区画整理をやった場合の減歩率につ

きましては、県内の事例として四十数%と、数字はお示しをしております。

○荒川 広委員 先ほど、この5,300万円の内訳を聞いたんですが、結局、事業計画素案までつくるといことですか。

○畑中都市計画課主幹 まずは、土地利用構想のイメージを持っていただけるようなものを作成したいと考えております。

○荒川 広委員 これは、いわゆる5,300万円の内訳の中で、事業計画素案というような説明を受けたような気がしますけれども、事業計画素案ではないんですか。

○畑中都市計画課主幹 土地利用計画素案の中身、意味としているものは、イメージがつかめるようなものというところがございます。

○青木利幸委員 191ページの下段、北野下富線ですけれども、この第1工区は平成29年4月に開通するというお話がありました。次が第3工区の方の工事に入るわけですが、平成28年度までの土地の取得率をお伺いしたい。

○村上計画道路整備課長 土地の取得状況でございますけれども、今申し上げた3工区につきましては、平成28年度末現在で89%となっております。また、その先まだ事業化をしていない区間ですけれども、こちらにつきましては77%となっております。最後に、現在、ラーク所沢の前の市道3-5号線から松葉道北岩岡線、こちらまでの区間につきましては84%となっている状況でございます。

○青木利幸委員 今、89%というお答えがあったんですけれども、残り11%ですね、取得率。この中に住宅だとか建物というのは何軒ぐらい残っているんですか。

○村上計画道路整備課長 建物につきましては、2建物となっております。

○青木利幸委員 この2軒というのは、計画に賛成というんですか、今年度中にできるような予定でしょうか。

○村上計画道路整備課長 2軒とも交渉を重ねてまいりますけれども、1軒につきましては、こちらの取得をしたいという意向については御承知というか、お聞きはしていただいている状況でございます。

○矢作いづみ委員 北野下富線ですけれども、3工区を平成31年度中の開通を進めるということで、その後は、第4工区の方、同時にやっつけらるんではないかと、全体的にどういう手順で何工区を進めて、それで、間の工区のことというのはどのぐらい計画が進んでいるのかお示してください。

○村上計画道路整備課長 御案内のとおり、3工区につきましては、平成31年度を目標として事業を進めているところがございます。その先の立体交差区間でございます仮称4工区につきましては、先ほど土地の取得状況を申し上げましたが、今後につきましては、立体交差関係の設計委託等をいたしまして、それに関わる事業費、事業期間などを算定いたしまして、

事業を進めていきたいと考えております。また、その先のラーク所沢前の市道3-5号線からの1工区につきましても、今回の3工区、4工区と合わせまして、用地の交渉を進めていきたいと考えております。

○矢作いづみ委員 松葉道北岩岡線ですけれども、今年度のところで3-520号線と521号線の整備を進められるということだったんですけれども、今、西友があるところとの間、この間のところはいつごろ供用開始というふうになるのでしょうか。

○村上計画道路整備課長 間という道路でございますけれども、今お話がございました3-520号線、3-521号線、それとあと新設いたします松葉道北岩岡線、現在西友がございました北側の道路の3-1019号線、こちらにつきましては、平成29年度末の供用を目指しておりますが、3-520号線、521号線につきましては、生活道路として利用されている方もいらっしゃいますので、工事を進めながら利用していただける状況を検討していきたいと考えております。

○矢作いづみ委員 その新しく整備する道路と西友の間をまず開けるのか、それとも議案資料ナンバー2の138ページで事業区間736mとありますけれども、これが全部開くのか、ちょっとその辺のところがよく理解できないので、もう一度お願いします。

○村上計画道路整備課長 今回、松葉道北岩岡線の整備につきましては、北所沢町交差点、こちらから延長190mの区間について整備を行うものでございます。その先につきましては、北野下富線と交差する箇所まで延長546mございますけれども、こちらにつきましては、今回29年度は整備しないという位置づけで行っていききたいと考えております。

○青木利幸委員 ヒアリングか何かで、29年度に用地取得100%を目指すという御答弁をいただいたと思うんですよ。これは、100%ということは、先ほど言った花園の西友ですよ、あの辺の用地も含まれると思います。そうすると、随分あの辺が、例えば西友だとかそういったところの辺の状況が随分変わってくると思いますが、例えば、100%取得になった場合は、今後西友はどうなるかとか、そういった説明会というのは行う予定ですか。

○村上計画道路整備課長 住民への説明でございますけれども、工事開始に当たりましては、地元の皆様に丁寧な御説明をしていきたいと思っております。それと、西友のお話でございますけれども、こちらはあくまでも地権者、また権利者の話でございますので、こちらにつきましては、市ではちょっと関与できない部分がございますので、そちらの御説明はいたさない計画となっております。

○青木利幸委員 これは、平成30年度完了を目指すということになってはいますが、これは完了したからといってすぐ開通するわけではないということでしょうか。

○村上計画道路整備課長 市道3-521号線より北側の区間につきましては、北野下富線の1工区と開通して、神米金新道まで抜けることが好ましいと考えております。そのようなこ



とから、完了したといたしましても、周辺住民の皆様の生活道路として利用されることはあるかと思いますが、大型車両を入れるような計画は考えておりません。

○浅野美恵子委員　その上の17公有財産購入費の中で、用地購入費の土地開発公社買戻分のことで、これは議案資料ナンバー2の16ページでファルマン通り交差点用地と書いてある、これに関連するのでしょうか。

○遠藤市街地整備課長　ファルマン通り交差点、後ほど予算計上はさせていただきます、御説明はさせていただきますが、ファルマン通り交差点用地につきましても、公社買い取り分のほうで予算計上させていただきます。

○石原 昂委員　194ページの下、15工事請負費、35公園灯LED化改修工事ですけれども、これは、28年度に行っていた指定避難所の公園のLEDの設置の29年度のほうということで、災害指定公園以外の公園を進めていくということによろしいですか。

○奥村公園課長　そのとおりでございます。

○石原 昂委員　28年度にやっていたものは、太陽光で発電して蓄電池もついていたと思いますけれども、29年度のほうは、蓄電池のほうはありのタイプかなしのタイプかお聞きします。

○奥村公園課長　蓄電池のないタイプのものがございます。

○石原 昂委員　では、29年度でこれは市内の公園の何%を進めていくのかということも伺いたい。

○奥村公園課長　29年度に設置が完了しますと、大体全体の22%ほどになると思います。

○矢作いづみ委員　関連でお伺いします。指定避難所に公園灯LEDですよね、太陽光発電もできるということで、防災に関連するようなものだと思うんですけれども、今、公園の中でかまどベンチだとか、それから災害用のマンホールトイレなどが整備されるといいなということで、新座市なんかで小さな公園でもそういうものが整備されていたところが見受けられて、所沢では今そういうものの計画というのはどうなっているのか。

○奥村公園課長　現在のところ、公園の中に災害用のかまどであるとかテントであるとか、そういったものを設置するという計画は持っておりません。

○矢作いづみ委員　そうすると、例えば、防災計画とか危機管理のほうになるかもしれないんですけれども、例えば、そういうので位置づけがあれば進んでいくということなのか、また、この公園灯LEDというのはそういう計画とも関連して整備されているのかどうかということで、2点お伺いしたい。

○島田一隆委員長　矢作委員、LEDに関して質疑をお願いします。

○奥村公園課長　防災計画に連動してということではないんですけれども、LED化をしていくに当たりましては、指定避難場所の場合は、やはりもし地震等で電気がとまった場合に、

公園内で集まる方の利便性を考えて蓄電池を設置したということでございます。公園独自の考え方で設置したということでございます。

○西沢一郎委員 所沢カルチャーパーク建設費全般にわたってお伺いします。今後の整備について、最終何年度に終わるのかということと、それまでにどのような施設整備を行っていくのかということですね。それから、事業期間が何年になるかということと、あと最終的な事業費の総額、これについて教えてください。

○奥村公園課長 まず、1つ目でございますけれども、全体の完成は、平成33年度を見込んでおります。各年度の施設整備の内容でございますけれども、平成29年度がキャンプ場、炊事棟2棟のうちの1棟、それからキャンプ場の20張りのうち10張りを既に完成しておりますが、残りの部分を平成29年度に整備してまいりたいと思います。

そして、予定でございますけれども、平成30年度に管理棟と外周道路、平成31年度に公園内の園路、それから西側のほうに駐車場を1つ、それとアスレチックを整備したいと考えております。また、平成30年度には、同じく園路、それから健康遊具、残りの外周道路、修景池、外柵等を考えております。また、平成33年度につきましては、作業棟、倉庫、体験畑、体験畑の南側になりますけれども、駐車場、それから外周道路、休憩施設を考えております。

事業期間ですが、平成33年度をもって完了したいと考えております。

総額でございますけれども、工事費を含めまして10億円程度と考えております。

○西沢一郎委員 10億円程度というのは、土地購入費も入れて10億ということではよろしいですか。

○奥村公園課長 10億というのは、工事費でございます、用地費はほかに約3億8,600万円を見込んでおります。

○西沢一郎委員 事業費の総額が、そうすると土地も含めて13億から14億円程度ということではよろしいですか。

○奥村公園課長 はい。この今後かかる事業費としましては、13億円程度ということでございます。

○西沢一郎委員 これは計画期間が非常に長いですし、何となく進みぐあいが非常にゆっくりなもので、何か、今何やっているのかなというイメージが非常に強い公園なんですけれども、当初の計画から大分様相が変わった公園だということは皆さん知っているかと思いますが、このキャンプ場を設置するとか、またアスレチック場を整備するとか、体験畑なんかを整備するとか、こういったものというのは、どういった裏づけに基づいて設置することが決まっていたのか、その辺の決定経過について教えてもらえますか。

○奥村公園課長 カルチャーパークの全体につきましては、所沢カルチャーパーク基本計画の基本方針に基づいて整備を行っているものでございます。また、お話の中にありましたキ

キャンプ場やアスレチックという施設につきましては、後から非常に強い御要望がありまして、これを計画の中で再検討した結果、設置が妥当だろうということで判断をいたしまして、整備の中に組み入れたものでございます。

○西沢一郎委員 御要望というのは、この概要調書に書いてあるスカウト協議会とか子供会、育成会とか、こういったような市民団体のほうからということでしょうか。

○奥村公園課長 そのとおりでございます。

○西沢一郎委員 これは、完成したときの位置づけというのは、ここにあるような緑の確保と親しみのある公園というような位置づけになっていくんですか。COOL JAPANがその先のほうでいろいろ計画がなされているけれども、そのCOOL JAPAN FOR RESTとの連動性は、このカルチャーパークというのはどんなふうに考えているんですか。

○奥村公園課長 計画されておりますサクラタウンから航空記念公園までの間におきまして、その中間地点にあるカルチャーパークは、その中間地点にあることからその線上の利用としては関連性があるだろうということで、何らかの関連づけを行うべきだというようなお話はいただいております。利用につきましては、やはり非常に雑木林が多いことから、自然に親しんでいただくとともに、それと、現在整備中のキャンプ場をはじめ、デイキャンプ場でございますとかアスレチックなどで、大人から子供までが親しんでいただく公園を目指して整備しているところでございます。

○石原 昂委員 カルチャーパークに関して伺います。今のこの自然環境保全型の総合公園ということですが、見込んでいる来場者数とか面積規模とかで、他市の参考事例としている公園はどこかあるのでしょうか。そういうものがあればイメージできるかと思うんですけれども、お示してください。

○奥村公園課長 公園の面積をほぼ樹林地が占めているという公園は少ないので、なかなか対象とする公園は見つけにくいんですが、来園いただいた方が利用できるエリア、活動していただけるエリアとしては、近隣では狭山市の智光山公園を参考としております。

○入沢 豊委員 先ほど、これから用地取得と工事費で14億円という話でしたけれども、参考までに、これまでにかかった土地代、それと工事費を教えてください。

○奥村公園課長 これまでにかかりました費用が、平成28年度までで、用地費から工事費までを全て込みまして約116億円でございます。

○赤川洋二委員 関連で、平成33年までということ、スタートをいつして何年かかった事業なのかということ、あともう1つ、土地取得が今回1,197平米ということで予定されているんですけれども、それというのは全体構想の中の何パーセントで、あとその残りの部分について、それを取得しないとこの事業が進められないような土地なのかどうか、伺います。

○奥村公園課長 スタートは平成5年になっておりますので、もう20年以上かかっている公園でございます。今回、取得する土地の面積につきましては、ただいま計算いたしますので、後ほどお答えしたいと思います。

○赤川洋二委員 それと、今回のキャンプ場整備ということで、参加者の受け入れですよ、なるべく多くの参加者という意味において、今までもカルチャーパーク全体の中では受け入れられるところもあるんですけども、その辺の、今後も工事をやる中で参加者の受け入れについての計画、例えば、キャンプ場に関しては何年のいつから受け入れるのか、それとも途中でも、全部できるまでの受け入れる状態、受け入れることはできるのか、利用についてどういう形で考えているのかお聞きします。

○奥村公園課長 キャンプ場でございますけれども、全体のうちの半分が今完成している状況でございます、団体の使用、先ほどのお話にも出ましたけれども、スカウト協議会ですとか、あとは例えば青少年相談員ですとか、そういった団体の方から、大人の監督者がいるような状況で使いたいというようなお話があれば、お使いいただくというふうに考えております。

一般供用につきましては、工事が平成29年度で全て完了しますので、平成30年から利用いただきたいと考えております。

○赤川洋二委員 それと、あと平成33年以降の話とか、今もうかなり時間がたっているんですけども、この公園整備という意味では、市として構想の中でも小手指ヶ原公園構想というのがありますが、これも昔の答弁だともうちょっと早く構想についてスタートするような話だったんですけども、33年にスタートするというので、この小手指ヶ原公園構想に関しては、全部終わるまで何もやらないのかどうか、これについて、今のところわかる範囲でお聞きします。

○奥村公園課長 カルチャーパークの事業整備のめどがたってというお答えをずっとさせていただいているんですけども、やはり33年度が終わった時点で、また小手指ヶ原公園のほうも計画を立ててから大分年度がたっているものですから、もう一度地権者ですとか市民の方々の御意見を聞かなければというふうに思っております。まずカルチャーパークのめどが立ってからということで考えております。

○赤川洋二委員 めどということで、恐らくそれは需要とか事業費のことだと思うんですけども、構想も時間がたっているの、その辺の中身、特にこれ予算が必要な形でなくてもいいんですけども、確認も含めて、その辺の構想については、できることはあるんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○奥村公園課長 確かに、皆様の御意見を聞くとかそうしたことにしましては、その前でも可能かというふうに考えております。

- 浅野美恵子委員 カルチャーパークですが、何かアスレチック等もつくる上で、多くの市民の方が利用できたらいいと思うんですが、イメージとして、1つのテントに何人ぐらい泊まれるのかと、あとスカウト関係の方は、具体的に言うと、炊事場があると鍋とか飯ごうとか持っていらっしゃると思いますが、今、小学校のグラウンド等で夏休み1泊キャンプ的なことをやっているところがあると思うんですが、そういう学校単位の方は、鍋とか包丁とかを持っていくというのは余り可能性がないので、そういう細かいこともこちらのほうで本格的に用意するのかどうか、ちょっと教えてください。
- 奥村公園課長 キャンプ場にどのくらい泊まれるかということですが、1つのサイト当たりで最大8人から10人ぐらい泊まれる広さを有しております。また、食事等をつくる際に必要となる器具等につきましては、今のところ、こちらで用意をして貸し出すという予定はございませんので、利用者の方にお持ちいただくということをお願いしたいと考えております。
- 西沢一郎委員 先ほど、平成33年度の完成をめどにという御答弁だったんですけども、めどがつくというのは、どのような状態をもってめどがつくと考えているのでしょうか。
- 奥村公園課長 予定している施設の整備が完成した時点と考えております。
- 西沢一郎委員 それは、予定していた用地取得も含めてということによろしいですか。
- 奥村公園課長 現在、これから用地買収が必要な場所の上に必ずしも施設が乗ってくるという場所が用地取得面積ということではありませんので、用地買収のほうとは余り関連性を持たせておりません。
- 奥村公園課長 先ほどの石原委員の御質疑の件ですが、今回、用地を買収する面積の割合ですが、全体の0.4%でございます。また、未取得地については、全体の約5.5%でございます。
- 荒川 広委員 197ページの北秋津・上安松地区土地区画整理事業推進支援補助金ですが、まず、この全体計画の中での総事業費、それから財源内訳、これを教えてください。
- 遠藤市街地整備課長 まず、総事業費につきましては、約82億5,000万円でございます。割合でございますが、支出の内訳によろしいですか。
- 荒川 広委員 国・県の補助金と市の一般会計の補助金、それと保留地の処分金。
- 遠藤市街地整備課長 まず、市の補助金でございますが、全体で33億6,500万円、国・県の補助金は今のところございません。保留地の処分金でございますが、48億8,500万円でございます。
- 荒川 広委員 そこで、事業概要調書の119ページなんですけれども、一番最後の2行なんです、また、西武池袋線東側地区について、土地区画整理組合設立発起人会の設立に向けた準備を進めていくとあるが、西武池袋線東側地区というのはどこですか。

- 遠藤市街地整備課長　今回、区画整理を行います地区につきましては、西武池袋線の西側地区、北秋津小学校の周辺から西武池袋線の線路のところあたりまでですが、その線路の反対側で上安松になります。具体的に申しますと、今回の区画整理の線路の反対側のところから、北原安松線の近いところの部分ぐらいまでの東西のエリアになります。
- 荒川　広委員　安松神社の手前までですよ。すごく広いところなんです。ここは多分、この北秋津、上安松の区画整理を進めていくに当たってのアンケートのなかでは、反対者が多かったので入れなかったと思うんですけども、あえて何でここをまだやるのかなと思うんです。これはどういうきっかけでここに広げようと思ったんですか。
- 遠藤市街地整備課長　この地区につきましても、東西両方の地区で1つの旧暫定逆線引き地区でございまして、もともと1つの地区として事業を考えておりましたところ、西側の部分について地権者の合意がとれたのでそちらを先行したという形になっております。東側につきましても、全体を区画整理として考えていたとおりでございますので、そちらのほうもやっていくということで進めさせていただいています。
- 荒川　広委員　これはもう、もともとそういう構想は昔からあったんですけども、それがいろいろ、宮崎駿監督が反対したり、なかなかあの辺は難しいところだったんですけども、だから結局道路なんかをつくりたいという、道路構想もあるんですよ。あその東側を通過して、それで下安松の区画整理の中を通過して東所沢和田のほうにぶつけるという、何か道路をつくるための区画整理を進めているような気がするんですけども、この東側については、何かそういった地権者の声とかがあるんですか、実際。
- 遠藤市街地整備課長　現在、大型地権者の方々に御案内を申し上げているところで、具体的な意見というのは、直接はまだないんですが、線路を渡る道路は今のところございませんので、道路としては必要ではないかという意見は一部地権者からは出ているのが現状でございます。
- 松崎智也委員　現在決まっている今後の予定、市街化区域に編入する時期、そして設計、仮換地、またそういうちょっと時期、今後の恐らく10年ぐらいはかかると思うんですけども、いつを目途にしているかをお示しいただけますか。
- 遠藤市街地整備課長　まず、都市計画決定、市街化編入でございまして、今年度3月末を予定しております。区画整理につきましては、事業組合設立認可になりますが、4月当初を予定しております。今後の予定としまして、仮換地の指定については平成37年度末を予定しております。そして、最終的に組合の終了に関しましては平成38年を予定しております。
- 松崎智也委員　また、先ほど荒川委員のお話からありましたけれども、西武池袋線の東側の地区というお話もありました。仮にの話ですけども、こちらも例えば合意がとれたということでしたら、10年の間にどのようにこれは関連していくんでしょうか。また、そうする

と北秋津の内側のほうで幹線道路がとまるという計画だと思うんですけども、その中の工事費とかというのは、こちらの北秋津の事業費として捻出していくんでしょうか、また別に行うということでしょうか。

○遠藤市街地整備課長 東側の区画整理につきましては、今のところまだ計画の前の段階でございまして、具体的な構想というのはございません。実際にスケジュールにつきましては、今回の西側の区画整理のこれに直接リンクしてくるものではございません。あと、事業費についても別のものという考え方でございます。

○松崎智也委員 わかりました。あと、仮の話ですけども、その幹線道路を延ばすといった場合に、幹線道路は線路のところにとまるという計画だと思うんですけども、組合の中でのお話は、それはどのようにつなげるんでしょうか。それはまた今後のお話ということになるんでしょうか。

○遠藤市街地整備課長 北原安松線あたりまで幹線道路を延ばしたいというのが当初の予定でございまして、そのときには、今の計画されている西側の地区の中央のある幹線道路から延長した形ということで考えております。

○松崎智也委員 それは線路の上に越えていくのか、下に越えていくのかとかは、その後の話ということですか。

○遠藤市街地整備課長 現状、地形的に上を通るという形で考えております。

○浅野美恵子委員 199ページ、ほかにあるかもしれませんが、下のほうになって、先ほどのファルマン通り交差点が入る日東地区ですか、それについて、市が土地を買うというイメージが湧かないので、どういう形で市がこの部分の土地を購入するのか教えてください。

○遠藤市街地整備課長 先ほどのファルマン通り交差点のお話でございしますが、先ほど、市のほうで買うということでお話をさせていただきましたが、平成29年度につきましては、土地開発公社のほうの取得予定の用地になっておりまして、今回この土地を取得する部分、市の取得をするこの部分につきましては、日東地区の東町地区第一種市街地再開発事業、それの中の部分でこのファルマン通り交差点の改修工事でございます、それと合わせて土地を取得するということとなります。

○浅野美恵子委員 ファルマン通りを広げて、組合をつくって、多分ビルをつくって皆さん入ると思うんですが、広くする道路の部分の土地を市が買うということですか。

○遠藤市街地整備課長 今回取得する用地でございしますが、市街地再開発事業を行うところの交差点北側の用地でございまして、直接今回の再開発事業の用地の中ではございません。

○浅野美恵子委員 ファルマン通り交差点の菓子屋がありますよね。そのほうにビルが建つと聞いているんですが、その反対側のところを広くするために買うということですか。

○遠藤市街地整備課長 今回、道路を広くするのとあわせて交差点自体の形状を若干変

えることとなります。それに合わせまして、土地を取得するところでございます、現状床屋と居酒屋があるところですね、ねぎしの交差点のところの菓子屋の反対側、北の反対側ですね、呉服屋と並んでいるところでございます。

○浅野美恵子委員 航空公園に行くほうと医療センターに行くほうがあると、その間の今おっしゃったお店を幾つか購入して広くするということですか。

○遠藤市街地整備課長 そうでございます。

○荒川 広委員 負担金補助及び交付金で、東町の再開発と駅西口の再開発の総事業費、その財源内訳をお願いします。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 先に所沢駅西口北街区の市街地再開発事業の事業費の内訳でございますけれども、総事業費が約151億円、補助金ですけれども、国の負担が約20億円、県の負担が約6億7,000万円、市の負担が約13億4,000万円、あと組合の持ち出しが約110億9,000万円でございます。

○遠藤市街地整備課長 東町地区の再開発の総事業費ですが、総事業費93億8,000万円、国費の負担が約25億円、県費8億6,000万円、市費12億8,000万円、組合の負担が47億4,000万円となっております。

○赤川洋二委員 同じところの中心市街地整備費の負担金補助及び交付金を一括してちょっと聞きたいんですけれども、所沢駅周辺のまちづくりということで、いろんな構想も市では立てているんですけれども、具体的に、西口については土地区画整理再開発、あと東町地区もありますよね。あと、東のほうはビルの設計もできているわけなんですけれども、その辺の統一した、駅周辺という観点からまとめていくという重要な責任があると思うんですけれども、この辺の協議とか、議案資料の123ページ、その中では、29年度において、市としては国や県などと協議及び調整、組合に対して必要な助言や支援とかいろいろ書いてあるんですけれども、具体的にその辺の調整の場、西は西で、区画整理は区画整理で、いろいろあると思うんですけれども、担当課としては駅周辺のまちづくり構想全体における調整の場というのはどういうふうに考えているのか、また、今までどういうふうに進めてきたのかも含めてお聞きします。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 所沢駅周辺のまちづくりにつきましては、平成21年度に所沢駅周辺まちづくり基本構想をつくりまして、その基幹都市として、日東地区、それから所沢駅西口、あと所沢駅前地区、この3地区を連携したまちづくりを進めていくということで、この構想に基づいて各事業を今進めているところでございます。

協議の場ということでございますけれども、現在、平成28年2月に所沢駅周辺まちづくり連絡協議会という協議会を設置いたしまして、委員の方々が学識経験者から商業者、あと地元商店街、そういった方々を組織としまして、駅周辺のまちづくりについてこういった形



で進めていくか、あとは商業連携などをどうしていくかということを経験させていたでいるところでございます。

○赤川洋二委員 議論ということで、いろんな意見がそこに出ていると思うんですよ。私もちょっと資料を見させていただきましたけれども、商店街とか今回ペDESTリアンデッキとかそういう話も出ていて、以前から商店街が反対していたりとか、いろいろあるわけですけども、市として構想はあるけれどもそのとおりにいかない、100%はいかないですけども、構想をなるべく実現していくための市の立場、今その協議の場の中でどういう立場で、その構想に近く行っているのかどうか、担当課として。その辺のちょっと印象をお聞きします。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 今、御質疑のございました協議会につきましては、市の附属機関ではございませんので、その協議会から出た意見を踏まえまして、市のほうでさまざまな政策判断をさせていただくというようなことで考えさせていただいております。その中で、いただいている意見を、現在、基本構想も踏まえて取りまとめをして進めているところでございます。また、今後ともそういった形で、さまざまな意見をお聞きしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○赤川洋二委員 今、所沢駅西口区画整理事務所長が答弁しているんですけども、どこが担当で、今調整しているということなんですけれども、今重要な時期だと思うんですよ。構想に基づいてどうなのか。その辺の担当、今どこにあって、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 先ほど御説明いたしました所沢駅周辺まちづくり連絡協議会につきましては、私どもの所沢駅西口区画整理事務所、市街地整備課、産業経済部商業観光課、それから経営企画部経営企画課の4課で事務局として進めさせていただいております。その中で連携を図りながら事業を進めているということでございます。

○赤川洋二委員 市としてそんなに事業そのものに余り言えない立場でというか、そういうのはちょっと率直な答弁だったんですけども、これは、所沢市のは、重要なかなりの事業費をつぎ込むわけですから、その辺の調整というよりも、ある程度それについて指導をしていくというちょっと強い立場で臨まないとなかなか構想どおりにいかないと思うんですけども、その辺の、最後にちょっとスタンスと意気込みというか、それを最後に聞かせてください。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 今、お話しいたきましたように、市がしっかりとしたイニシアチブをとりながら、市民の方々の御協力をいただきながらしっかりとしたまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○浅野美恵子委員 職員の方が御苦労されて、地権者の方との交渉などを進めて、進んでいることは私も大変敬意を表しているんですが、今回、この再開発ビルの中心になっている自主組合の業者が住友商事ですよ、かなり組合としてもお金を出してやるということで、マンションを売ることで住友商事も仕事にはなると思うんですが、当初、住友商事がデッキを駅の改札口からずっと再開発ビルまでつなげるということを予想していたのが、デッキの形が違って、連絡協議会の中でもそういう方向の話が委員の方からも出ていて、そういうふうにも市のほうも決まっていくようですが、住友商事がデッキの形が変わることでマンションの価格が少し下がったということ、自主組合の席で発言しているというのを聞いたんですが、具体的にそういうデッキの形が変わることでマンションの価格等が変わるということ、市も実感としては思っているんじゃないんですか。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 デッキというところでございますけれども、その位置に関しましては、市のほうでどこにということ当初から示しておりませんでしたので、事業協力者である住友不動産がそのように自主的に判断されたというところでございます。販売価格につきましては、市でははかり知れないところがございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

○浅野美恵子委員 わかりました。何かうわさと言ったら変ですが、市のほうで、業者を選ぶときの市の考えとして、改札からデッキがつながりますような説明をしたといううわさも聞いたんですが、市としては、デッキがどういう形だということは示していないということなんですね。

○工藤所沢駅西口区画整理事務所長 デッキにつきましては、考え方としてお示ししているだけでございまして、位置に関しては特段お示ししているところではございません。

○浅野美恵子委員 わかりました。では、価格に関しては住友が決めることで、市のデッキがこういう今のような形になったことに関しては、市が当初きちっと約束したことではないので、協議会の中で変わっていくということが市の責任ではない、価格が下がることを住友は何か言っているみたいですが、市の関わりではないということで、協議会の中で決まっていくということなんですね。わかりました。

○島田一隆委員長 以上で土木費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時20分）

再 開（午前10時34分）

○島田一隆委員長 再開いたします。

これより第11款災害復旧費について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で、災害復旧費の質疑を終了いたします。

それでは、説明員交代のため暫時休憩をいたします。

休 憩（午前10時35分）

再 開（午前10時36分）

○島田一隆委員長 再開いたします。

これより第9款消防費について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

○浅野美恵子委員 需用費の被服費でお聞きしますけれども、防火衣というんですか、去年大分、半分ぐらい分団員の方のを購入したと聞いているんですが、ことしはこれで全員の防火衣が完了するのでしょうか。

○須田危機管理担当参事 前年が25着、今回が20着になりますので、全員ではございません。

○浅野美恵子委員 この金額で、ほかもあると思うんですが、20着なんですね。では、全員が完了するのはどのぐらいでしょうか。

○須田危機管理担当参事 全員につきますと、300名ほど分団だけでございますので、今45着、これをお認めいただくとなりますので、まだまだ年数的にはかかるということでございます。今のと、あと2年間かけてそろえていく予定でございます。

○浅野美恵子委員 去年から始まったんですが、何かきれいな線が入っていると団員の方に聞いたんですが、45で300人ぐらい、あと2年でできるんですか。

○須田危機管理担当参事 200着を予定しております。

○浅野美恵子委員 それで、今45着ですか、ことしで。あと2年ぐらいで百何着つくるといふことですか。

○須田危機管理担当参事 当初、4年をかけたして85着、これは各分団に8着ずつ予定をしておりました。その後、時間をかけて200着までそろえる予定でございます。

○浅野美恵子委員 8着ずつ各分団に渡して、それが、8着があと2年で完了して、その後また続けていくという解釈ですか。

○須田危機管理担当参事 はい。4年間をかけてまず各分団に8着、この8着の根拠は、消防ポンプ車1台に機関員を除きまして4人が乗り込みます。それが4着、替えの4着ということで8着を考えております。

○青木利幸委員 ちなみに、これは1着幾らぐらいですか。

○須田危機管理担当参事 防火衣のほうは消費税抜きで1着5万9,600円でございます。あと、防火帽もございますので、それが2万2,500円でございます。

○荒川 広委員 埼玉西部消防組合負担金ですけれども、消防組合から市に出向されている

方の給料なども入っていると思うんですけども、その方の主な仕事、主な任務というのはどういうことでしょうか。消防団の関係と、あとはその組合との関係とか、その辺のところをちょっと教えてください。

○須田危機管理担当参事 消防団の事務局としまして、これまで消防団活動の操法大会ですとか特別点検とか、そういったものを中心にやっていただいているのと、当然分団の運営についても関わっていただいております。組合とのつながりというのは、特に強いものはございませんけれども、予算の段階ですとか、そういったところで情報提供をいただいたり、そういったところをしていただいているところでございます。

○荒川 広委員 207ページの避難行動要支援者のことですが、これは、いわゆる本人が手を挙げて同意した場合の人数把握ということでしょうか、それとも、それにかかわらず全てのこの75歳以上の要支援者を把握する作業なんでしょうか。

○須田危機管理担当参事 この避難行動要支援者でございますけれども、名簿に登載する規定がございまして、例えば、介護保険で言いますと、要介護3から5を受けている方、また障害福祉課におきましては、身体障害者手帳1、2級の第1種を所持する方、そういったところを各課の該当者について抽出するものでございますので、全体では、今のところ予定される1万6,500名程度が登載される予定でございます。

○荒川 広委員 ということは、本人がもし万が一のときに避難を支援してほしいというような意思を表明した人以外も全部入っているということですね。

○須田危機管理担当参事 その名簿の中には、全て該当者については登載されております。

○荒川 広委員 それで、具体的にいざ災害時に、いわゆる近隣の町内会、自治会が支援しようとしても、そういういわゆる本人の同意していない方についての情報は行っていないわけですが、これらについてはどんな対応をするんでしょうか。

○須田危機管理担当参事 町内会に配付していない方の名簿につきましては、各まちづくりセンターのほうに全て登載したものを置いておりますので、災害時についてはまちづくりセンターから発信していただく形になると考えております。

○荒川 広委員 これで最後にしますけれども、そうすると、いざその災害、緊急時に遭遇したときには、まちづくりセンターから各町内会長と自治会長にその人の名前、名簿をお知らせするということですか。

○須田危機管理担当参事 混乱時になっていると思いますので、そのときは、まちづくりセンターからいとなかなか人員的にも難しいかと思っておりますので、取りに来ていただくというようところが今考えられるところかなと考えております。

○矢作いづみ委員 同じページの、11の需用費の一番下ですね、災害対策用備蓄品費なんですけれども、いろいろと一般質問なんかもあったと思うんですけども、先日も新聞報道で、

例えば、その災害用の食料の備蓄の状況という報道がありまして、所沢市のほうでは余り高いほうではなかったのかなというふうな感じはあったんですけども、いろいろとアレルギー一食なども対応されているようですが、今この備蓄品というところで課題となっていることを教えていただきたいんですが。

○須田危機管理担当参事　今、おっしゃっていたアレルギー対応については、こちらも28年度から御用意しておりますし、29年度もそれに合わせて対応していくということになります。特に課題というところでは、備蓄倉庫に全てができるわけではございませんので、集中備蓄倉庫のほうで保管している部分もごさいます。災害時についてそれをいかに配付できるかというところが課題になるかと思ひます。

○矢作いづみ委員　在庫数をもう少しふやしていくというようなことは検討されていますか。

○須田危機管理担当参事　これは、想定の被害状況に合わせて食料のほうも備蓄しておりますので、それに基づいて今後も備えていく予定でござひます。

○矢作いづみ委員　先ほどちょっと公園のほうでもお聞きしたんですけども、災害があつたときに、かまどベンチであるとか災害用のトイレであるとか、避難場所になるような公園の整備というのがあるといいのかなと思ひますけれども、所沢市では今のところそういうのがないということだったんですけども、何か計画的に位置づけていくとか、盛り込んでいくとかというようなことは今後できるんでしょうか。

○石川総務部危機管理監　現時点ではそのような計画はござひませんけれども、今後必要に応じて担当と協議してまいりたいと思ひます。

○浅野美恵子委員　先ほど、荒川委員が質疑した避難要支援者のことですが、まちづくりセンターに町内会が名簿を取りに行くということで、こういうのがまた町内会のほうに御説明に行くと、何でそんなことを議員は納得したんだと怒られるので聞くんですが、要支援の方は、実際、学校とかで避難にいらして町内会の方たちがちゃんとケアできるのか、町内会にどのようなケアしてくださいということですか。

○須田危機管理担当参事　名簿につきましては、同意をいただいた方については配付をさせていただきますので、その方については、自治会ですとかあるいは民生委員の方が把握しております。ですから、そういった方に支援をお願いすると。また、今後は、課題ではありますけれども、個別支援計画というのを策定すべきだと思ひますが、なかなかそこまで進めるのが大変物理的にも厳しい状況ではござひますが、そういったところを整備していくことによって、支援が可能になるというふうにごさいます。

○浅野美恵子委員　現在やっている手上げ式でも、民生委員の人は持っていて、町内会にはそれはちょっと教えられないとか言つて、でも民生と町内会の関係がいいところは、普段から誰がつくとか決めてるみたいですが、市内でそんなに決まっている町内会がある

と聞いていないので、そこにまた、医療的ケアが必要な方が入った場合に、町内会の人ではギブアップするんじゃないかと。こどもと福祉の未来館とか、遠いから行けない人もいるか、本当に必要な要介護の人たちというのは避難とかはできないんですか。

○須田危機管理担当参事　一時的には、一時避難所まで来ていただくことになりますので、その後に二次避難所というようなところもございます。あとは、そういった避難行動のところでは、今申し上げました福祉関係のところも関連として重要になってくると思いますので、今後そういった部分も課題として考えております。

○吉村健一委員　関連ですけれども、そのまちづくりセンターに保管されている要援護者名簿、これは、災害が発生したときということですが、どの程度の災害が発生したときに出すという基準が1つ。それから、災害が発生したときに、大きな災害ですと、災害対策本部というのが各地域に多分、置くことになっているはずなんですよね。それがいわゆるまちづくりセンターが本部になるのかどうか。それから、そういった基準で出したときに、最初にやらなくては行けないかについて、お示しをいただければと思います。

○須田危機管理担当参事　開示基準につきましては、震度6弱以上と、災害対策本部指示ということで、開示基準には設けております。

それと、現地対策本部、まちづくりセンターが現地対策本部として立ち上がりますので、そちらが本部ということになります。

○吉村健一委員　最初に何をしなきゃいけないかということについては。

○須田危機管理担当参事　まずは、名簿についてお知らせしなければ、把握はしていますので、そういった部分を、先ほどもちょっと繰り返しになるかもしれませんが、自治会ですとか民生委員の方に、早くそれをお渡しするというのが一番の課題だと考えております。

○吉村健一委員　だから、渡すということは、渡して何をしてもらうんですか。そのところが不明確なんです。まず、やっぱり最初にやらなきゃいけないことは、安否確認をまずやってくれとか、そういう具体的な対応について、きちっと、自治会なり自主防災がきちっと認識しているかどうかです。いわゆる隠れた、まちセンにある名簿の中で、公開されたときに、自治会なり地元の人たちが何をしなきゃいけないのかということもきちっと、やっぱり、はっきりさせておくことが必要だと思います。その辺は自治会さんとか、自主防災会の皆さんがどうのご認識でいらっしゃるのか、その辺、しっかりやってもらいたいと思うので、ちょっとその辺のことをご説明いただきたい。

○石川総務部危機管理監　各町内会とか、そういう皆さんに、そのときどういう行動をしていただくかということについては、町内会の会議等で説明をさせていただきまして、具体的には、まずは議員おっしゃったように、安否確認だと思います。それに続いて、避難所への誘導ということが主なお願いしている事項でございます。その後の、例えばケアとか、そう

いった部分については、職員も、あるいは、学校の担当者、それから、専門医、専門の医療ケアができるような者も派遣したりして対応していくことになると思います。

○赤川洋二委員 災害対策費の中で、毎年計上されている防災行政無線が予算に計上されていません。この2年間、10基つけてきているわけですが、28年度に何基つけて、防災行政無線の数はこれで市として十分だという認識なのかどうかお尋ねします。

○須田危機管理担当参事 28年度に設置した基数はございません。101基、現在つけておりますけれども、今後についても、要望もございまして、市としては整備をしていきたいというふうに考えております。

○赤川洋二委員 それで、28年度予算はついてましたよね。それで、29年度、何で計上しなかったか、理由をお聞かせください。

○須田危機管理担当参事 予算はこちらとして、28年度は計上しましたが、財政のほうと交渉によって、それについては削られたというところがございます。29年度についても、我々としては計上させていただきましたが、それぞれ財源の部分もございまして、認められなかったというところがございます。

○赤川洋二委員 要望というのは何件くらい出ているんですか、今のところ。

○須田危機管理担当参事 地元から要望書としては2地区ほど来ておりますが、あと、口頭では数件来ているということで報告は来ております。

○赤川洋二委員 防災行政無線の役割というのは、3.11から6年ということで、いろんな必要性を含めて、所沢市は少ないと。近隣の入間市とか、それはもう認識あると思うんですけども、その必要性について、予算の要望をしているということでしょうけれども、その辺を財政当局だと思うんですけども、どういう形でその必要性について、ヒアリングで訴えてきたのかどうか。2年間、削られ、2年間、つかなかったということですが、それについてはいかがですか。

○須田危機管理担当参事 本当は地域だけで約5割に満たないというような状況がございますので、我々としては、情報提供、その災害時における情報提供、大変重要でございますので、そういった部分について、まだまだ必要だということで申し上げているところではございますけれども、なかなかほかの財政的な部分があるということで、どうしても削られてしまったというのが現状でございます。

○赤川洋二委員 今後とも求めていくということでもよろしいですかね。

○須田危機管理担当参事 そのとおりでございます。

○荒川 広委員 今の関連ですけれども、防災無線の聞こえにくい人たちのために、それと同じ情報を各希望者に送信するとか、配信するとか、そういうのがあるような話をしていましたよね。ちょっと、説明してくれますか。

- 須田危機管理担当参事 防災行政無線で、今おっしゃったように、なかなか聞き取りづらいという御意見ありましたので、ほっとメールで配信するということと、これは以前からやっておりますけれども、フリーダイヤルで、電話でその情報が確認できるということ、あと、ホームページにも同様なものを載せております。
- 矢作いづみ委員 そうすると、今、御説明いただいたのが、ほっとメールとか、フリーダイヤルとか、ホームページで防災行政無線の中身が知れるということですが、何か、ほかにもジェイコムの関係でもあるとかというふうに聞いていたんですけれども、何か予算上で出てきてはいるんですか。
- 須田危機管理担当参事 これは予算上には出ておりません。
- 矢作いづみ委員 ちなみに、そのほっとメールとか、そのジェイコムの関係で、だいたいどのぐらいの人が受信ができていますとかというのはつかめるんですか。それはわかりませんか。
- 須田危機管理担当参事 先ほどのジェイコムのほうの端末は、現在、9,340戸でございます。あと、ほっとメールについては、防災の加入者が約1万4,000人ほどでございますので、それを見ていたかどうかというのはなかなかわかりませんが、発信しているのはそういったところでございます。
- 石原 昂委員 ここでの18の備品購入費なんですけれども、議案資料だと143ページですか。この場合は、防災倉庫の更新ということなんですけれども、ちょっと聞きたいのは、新設したいというようなニーズがあったときに、それは、要件とかというのはどれぐらいのものでしょうか。
- 須田危機管理担当参事 新設の要件というのは、その老朽化を、今、75基全部ございますので、その老朽化に沿って計画的に、備蓄倉庫更新、あるいは、更新をしているというところでございます。
- 石原 昂委員 老朽化の更新じゃなくて、全く新しい場所にふやしたいということは要件的かなうのかどうかということです。
- 石川総務部危機管理監 新規の御要望があれば、当然、お話を聞いて、周りの近い防災倉庫がありやなしや、そういったことも加味しながら検討していくことになると思います。
- ただ、現状は、各小中学校、指定避難所にある防災倉庫の老朽化が激しい状況でございますので、それを優先させていきたいというところでございます。
- 中村 太委員 かつて、自治会単位で防災倉庫みたいなものを用意すると、確か、消防署のほうに申請をして、県費を使いながら、何かの資機材を一部購入してよいというような事業があったと思うんですけれども、これは、埼玉西部消防組合ができてからというのは、今どちらが受け入れとか、その辺のことをやられているんでしょうか。



○須田危機管理担当参事 自主防災組織の資機材の提供ということで、予算化をさせていただいております。平成29年度については6組織を予定しております、必要な消火器ですとか、バケツですとか、メガホン、工具セット、そういったものを支給することになっております。

○中村 太委員 今、基本的には、その危機管理課のほうでそういった要望に対しては対応されているということよろしいですか。

○須田危機管理担当参事 そのとおりでございます。

○吉村健一委員 関連で、指定避難所等に75基ということですがけれども、指定避難所とそれ以外のところにも管理している防災備蓄倉庫があると思うんですよね。それで、これ全部ちゃんと備蓄品というのは入っているんですか。備えられているのかどうか。

ちょっと以前に、中あけたら、結局、中何にも入ってないじゃないか、空っぽじゃないかという御相談を受けたことがあったものですから。それを確認したいんですけれども。

○石川総務部危機管理監 防災倉庫の中の備蓄品については、毎年、中身を点検、補充し、あるいは、適切な場所に移動とか、そういったことをしていますので、タイミングによっては、何も入っていないような状況があるかもしれませんが、全ての防災倉庫に必要なものを置くように、適宜対応しているところでございます。

○吉村健一委員 確認ですがけれども、じゃあ、指定避難所における備蓄倉庫が幾つで、それ以外の倉庫が幾つか、それはどういったところに置いてあるのか、それだけ最後、確認させてもらえますか。

○石川総務部危機管理監 全体の数としては75という状況でございますが、内訳を正確に今、申し上げられないんですが、手元に一覧表がありますので、学校関係その他のところを申し上げますと、まず、指定避難所以外のところでは、各まちづくりセンターに防災倉庫を設置しております。それから、そのほかに生涯学習推進センター、さらに、西部防災倉庫、これは小手指南に置いてありますが、そちらにも2基、別にございます。それから、先ほどの生涯学習推進センターに2基あります。あとは、高校にも幾つか置いてあります。所沢北高校、所沢西高校、芸術総合高校、中央高校、それから所沢高校、それから日大の芸術学部にも置いてある状況でございます。あとは、公園関係にも幾つか置いてあります。緑町中央公園、北野公園、富士見公園、松が丘中央公園などにも置いてあるという状況でございます。

○中村 太委員 総体的なことでお聞きするが、災害対策用備蓄品購入ということで、今回、老朽化を含めて予算ありますけれども、去年あたりから液体ミルクというものが災害にはかなり有効なんじゃないかという議論があって、国でも検討を始めているという状況があると思いますが、今の国の検討状況がどうなっているかということと、たしか、東京都知事がかわられて、かなり積極的にその液体ミルクを保育園にストックをしようとか、そういったお

考えを確か示されていたような状況があると思いますが、今回の予算やその他について、この液体ミルク関連というのはどうお考えかということと、あと、近隣他市の状況がわかれば教えてください。

○須田危機管理担当参事　今の状況では、予算の関連では、アレルギー対応のミルクは備蓄しておりますが、液体ミルクについては、今のところ、予算関連では計上しておりません。ほかの近隣都市、その点については把握してございません。

○中村 太委員　国の解禁の状況と今の議論の状況は、把握されていますか。

○石川総務部危機管理監　非常に申し訳ありません。国の検討状況というのは、把握していないところですが、今後、今は液体ミルクというのは備蓄していない状況でございますけれども、国の検討状況などを見ながら、備蓄品としてふさわしいものであれば、それも含めた備蓄をしていくことになるかと思われます。

○中村 太委員　別の話になりますけれども、ちなみに、所沢市で防災ヘリがおりられる場所というのはどのぐらいあるんですかね。

○須田危機管理担当参事　4カ所ございまして、航空記念公園、所沢市総合運動場、早稲田大学のキャンパス、それから日大芸術学部の校舎のグラウンドでございます。

○中村 太委員　今回、人工芝化ということで予算計上されている部分があるんですけども、その辺、人工芝化の航空公園のグラウンドの部分と関連はどうなのかなと思ひまして、場合によっては、人工芝化に伴ってグラウンドにおりられなくなってしまうと。防災地域、防災計画の改定等というその辺の話というのは、県から話がきているのかなと思ったんですけども、いかがですか。

○須田危機管理担当参事　今、県からはそういった情報がきておりませんので、確認して、今後、検討してまいります。

○中村 太委員　おりられるか、おりられないかというところもちょっと、不明な状態ですか。

○須田危機管理担当参事　ちょっと、その状況については、全く情報がございませんので、それも含めて検討させていただきます。

○島田一隆委員長　ほか、質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で、消防費の質疑を終了いたします。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休　　憩（午前11時8分）

再　　開（午前11時10分）

○島田一隆委員長　再開いたします。

これより第10款教育費について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

○浅野美恵子委員 指導費に入るのか、ちょっと、よくわかんないんですが、司書補助の方の賃金というのはどこに入っていて、今回、小学校も2校ふやすということですが、その辺について教えてください。

○堺学校教育部長 どこに入るかと言うのは、215ページの7番の賃金、01の臨時職員賃金に入ることです。

○浅野美恵子委員 2校ふえるということで、どこの学校に入るかというのを教えてください。

○堺学校教育部長 学校司書は2名増ということで、配置校は、泉小学校、北野小学校、明峰小学校、中央小学校の4校です。

○浅野美恵子委員 そうしますと、1人の方が2校受け持つというみたいですが、この件に関しては図書司書のいろいろ、要望とか出していらっしゃったサークルとか、団体の方が実際やってみて、2校受け持つということは、どちらも中途半端に、ちょっと言葉が悪いですが、中途半端になるから、それだったら1校にきちっとしたほうが良いという御意見も出ているんですが、その辺について、また2校受け持つみたいですが、教育委員会はどのようなふうにお考えでしょうか。

○堺学校教育部長 御指摘のとおりでございますが、1人1校配置が望ましいところでございますけれども、財政状況を踏まえまして、当面の増員は1人2校担当することにより、まずは全校配置を目指していきたいというふうにお考えしております。

○浅野美恵子委員 だから、その数字を合わせるのではなくて、内容を全校に配置しなくてもいいから、内容をきちっとまずはしてほしいというお考えの方が私どものところにも来ますし、実際、そういうのを聞くと、やはり同じ学校できちっと毎日、生徒さんや先生たちと向き合ったほうが良いんじゃないかと私も思うので、考え方なんです。全校まずは人数そろえるということじゃなくて、内容の充実についての考えを聞いているんですけども。

○堺学校教育部長 そのような御要望も承っておりますが、今現在のところは2名ずつということで、配置を考えているところでございます。

○浅野美恵子委員 そういうことを聞いているんじゃないかと、その図書司書のお仕事は授業に密接したり、子供さんとの交流もあると思うので、必ず1校にいたほうが教育効果が上がるんじゃないかということに対しての考え方を聞いているんですけども、数じゃなくて、お願いします。

○堺学校教育部長 御要望等については承っております。確かに、1校に1名という考え方、望ましいというふうには考えておるんですが、取り急ぎ今のところは、2校を掛け持ち

ということで説明させていただいております。

○浅野美恵子委員 教育委員会はアクティブラーニングの授業とかも進んでやっているということなんですが、今みたいな会話だと生徒さんと先生の会話がアクティブラーニングにならないじゃないんですか。全然違うほうを向いて話していますよ。堺次長も現場にお戻りになると思うんですけれども、現場の先生がそういう答弁じゃあ、生徒の思考力が伸びないように思いますけれども、いかがでしょう。

○堺学校教育部長 おっしゃることはよくわかりますが、全校配置を目指してということで今、優先的に行っているところでございます。

○赤川洋二委員 関連質問ですけれども、かけ持ちは別として、全校配置ということなんですけれども、あと何年後に全校になるのかということ、計画ですね。

○堺学校教育部長 今のペースでというふうに考えていきますと、平成32年で全校配置ということになります。

○赤川洋二委員 ということは、考え方としては、かけ持ちだけでも、全校配置の方向で進んでいるということよろしいですか。

○堺学校教育部長 そのとおりでございます。

○赤川洋二委員 とりあえず全校配置をして、その後、先ほどから質疑がありましたけれども、当然、1校1人いたほうがいいわけですけれども、その後予算状況も勘案しながら、1校1人というような方向、といいます、それもちょっと考えていくということよろしいですか。

○堺学校教育部長 そのとおりでございます。

○矢作いづみ委員 同じ項目のところかと思うんですけれども、増員ということの説明はありましたけれども、時給単価等のもし変化があればお示しいただきたいんですけれども、もし時給が上がるとかということであれば、どのくらい上がるのかもお示してください。

○堺学校教育部長 勤務条件ということで、時給が910円から条例が改正されると、920円というふうに考えています。

○西沢一郎委員 215ページの13委託料、81顧問弁護士業務委託料ですけれども、まず1点目に、これはいつから導入された事業かお聞きします。

○堺学校教育部長 導入は平成26年でございます。

○西沢一郎委員 だいたい制度的には安定してきた時期かなと思うんですけれども、26年度、27年度の顧問弁護士に対する相談件数と、主な相談内容を教えてもらえますか。

○堺学校教育部長 実績でございますが、平成26年度は電話相談が21件、面談はゼロ件でございます。27年度は電話相談が48件、面談の相談が4件でございます。

また、主な内容でございますが、児童・生徒が起こした物損事故の補償、また、校内で発

生じた児童・生徒事故の補償、これは例えば、子供同士の悪ふざけによるけがや転倒などの対応でございます。

○西沢一郎委員　生徒同士の物損事故が顧問弁護士の相談を必要とするような内容なのか、要するに保険適用であるならば、それで済むのではないかと思うんですけれども、その顧問弁護士の相談を受けなければならないとはどういうところからそういう判断になっていくわけですか。

○堺学校教育部長　実際に学校に対する保護者や地域の方、またその要望も多種多様化してきているという現状がございます。なかなか、今までの対応方法、例えば、保護者の方と学校の教員での話し合いでなかなか解決できないというような事例もありますので、そういったところで、保険が使える使えないというところも含めて、その辺どういうふうにしたらいいかということで、相談をしているということでございます。

○西沢一郎委員　そうすると、学校と保護者の関係の問題での相談内容というのは、今のところ、1件もないということですか。

学校が保護者から訴えられそうになったとか、そういうようなケースがあったかということですか。

○堺学校教育部長　そこまでの事例はないんですが、学校としてどのような対応をしたらいいかというようなことがメインになりますので、そういった内容で相談をしていただいているという状態でございます。

○西沢一郎委員　そういうケースというのは、年間何件くらいあるものですか。

○堺学校教育部長　総数はわかるんですが、その中で区分けを、正式に件数として申し上げられないという状況でございます。

○浅野美恵子委員　その上のほうの76の学び創造アクティブプラン研究委託料に関してなんですが、御説明では、アクティブラーニングの主体的に動き、考える子供たちを育てたいということで、早寝早起き朝ごはんはとってもいいことだと思いますが、一方的に授業をするのではなくて、生徒さんたちの討論とか、先生との意見交流みたいなことだと思うんですが、そこで主体性を育てるというのは、これからのグローバルな子供を育てる上でもとても大事だと思うんですが、やっぱり先生方が今まで、一方的に教えてきた授業が所沢は多いと、研究会とか見に行くと、それが大分変わってきたということなんですが、そういう先生方の自己変革というのは委託の中で何か入っているんですか。

○堺学校教育部長　まず、アクティブラーニングでございますが、今、お話していただいたとおりでございますが、教員からの一方的な講義で知識を覚えるのではなくて、生徒たちの主体的な参加、または、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養っていくというのが狙いでありまして、実際に教員としても、研修のほうも計画しておりまして、その中で、今ま

で本市が取り組んでいた学び創造プランをまた進化させていくという意味で学び創造アクティブプランということを立て上げておりますので、教員のほうの力もまた、これからつけていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅野美恵子委員　研修は一方向的に聞くんですか。先生たちが何か話し合ったりするような研修もあるんですか。

○堺学校教育部長　これは一方向的なものではアクティブになりませんので、話し合いをしっかりしていくということで計画をしているところでございます。

○赤川洋二委員　214ページの教育指導費のいじめ問題対策委員会委員報酬ということで、ことしも9人、4回ということで、28年度においてこれ9人のどういうメンバーだったのか、それと、4回やったわけですけれども、課題は何だったのか。29年度において、同じメンバーでいくのか、この3点をお願いします。

○堺学校教育部長　まず、9名の主な仕事ということになります。構成員は保護司、民生委員、また、弁護士、大学教授、人権擁護委員、PTA連合会、医師、心理士、警察OB等でございます。

来年度も同じメンバーでというふうに考えているところでございます。

また、課題につきましては、今年度、幸いにしてというんでしょうか、特に大きな事件、事故等が起きておりませんので、今までと同じような形で法に規定するいじめの防止等についての対策を考えていくというふうに考えています。

○赤川洋二委員　聞きたかったのは、確かに大きな問題はないと思うんですけれども、当然、会議をやっているわけで、各学校から情報も入ってくると思うんですよね。そういう中で、この辺をちょっと議論したという中身と、あともう一つは、昨今、福島原発の関係で、避難されている方がいじめに遭うとか、そういうようなことが報道されておりますが、その辺の情報も含めて、何か議論したことがあるんじゃないかなと思うんですけれども、それについていかがですか。

○堺学校教育部長　学校からの報告はきちとこちらのほうで受けております。また、原発関係も含めて、大震災の関係でこちらのほうに来ているお子さんのいじめについての調査もかけております。いじめについてはゼロというふうに把握しているところでございます。

○矢作いづみ委員　216ページのところで、放課後支援事業費ということで、これ、ほうかごところだと思っんですけれども、今後、設置をしていく予定があるのかということと、設置されていないのが、あと何校あるのかというのを伺いたいんですが。

○堺学校教育部長　現在10校でございます。中富小学校を入れると、こちらのほうが青少年課の担当ということになります。

今後につきましては、今のところ、ふえるところというふうには考えておりません。

○矢作いづみ委員　今後、ふえる予定はないということですが、要望が出ているところ、それから協議しているところはないということですか。要望が出ているところがありますか。

○堺学校教育部長　今、中富小学校で行われている放課後児童対策一体運営事業の新たな導入等もありますけれども、今後のまた、御要望については、青少年課を通してということで考えております。

○矢作いづみ委員　それで、青少年課のほうは、放課後児童対策ということで、生活クラブ等も一体化を進めるというのが市の方針としてあるということでおっしゃっているんですけども、学校用地の活用のこともちょうと伺いたいですけれども、一体化を進めるというようなことですか、今年度の予算では、泉小の生活クラブが移転ということで、整備をされるわけですけども、そういった形で今、検討されているようなところがもしあれば、お示しいただければと思うんですが。

○堺学校教育部長　先ほど来からのこども未来部のほうで進めているということで、具体的な内容につきましては、連携をとりながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○荒川　広委員　今のところですけども、ほうかごところというのは教育委員会所管でずっとやってきているわけですけども、今度、青少年課のほうで始めるということになると、やはり、縦割りですからね、方針がばらばらになってしまうんですけども、今後、一体化を進めていくという青少年課の方針ですと、本当に2つに分かれちゃいますよね。この辺の調整というのはどうなんですか。

○堺学校教育部長　方向性がずれるということがないように、しっかりとまた連携をとって進めていきたいというふうに考えております。

○矢作いづみ委員　歳出予算説明書219ページのところで、校務用のコンピューターを整備されるということで、学校の先生方の多忙化というのが非常に問題にもなっているところなんですけれども、これによって業務の改善というのがつながっているのかということをもまず、伺いたいです。

○米澤教育センター所長　校務支援システムというのが今年度から全面実施されまして、先生方が毎日の子供たちの出席状況ですとか、それから、学期末の成績の管理、そういったものが、全ての小中学校、市内、同じものを使って行うことができるということで、負担軽減を図っておるところでございます。

○矢作いづみ委員　このことによって、先生の事務が何時間減りましたというふうなことは、数字で示してはいただけないのかもしれないんですけども、何か指標として、どういうふうなところを目指しているというのがもしあれば、伺いたいです。

○米澤教育センター所長　今年度、それぞれ担当の職員を各学校から全員で参加していただ

く研修をシリーズで8回設けました。年度末に、まとめをしたところでございますが、学期末に、なかったときと比べてゆとりができた、また、月々の出欠のまとめについても一括でできるので、大変ありがたいという感想をいただいているところでございます。

○赤川洋二委員 平成20年に導入したパソコン976台を新しくしていくという議案資料の中に、なんですけれども、今度新しくシステムとして持っていく、パソコンのOSは何なのかというのと、あとコンテンツですね。どういうものが入ってくるのか教えてください。

○市川教育総務課長 校務用コンピューターの入れかえにつきましては、予算上は、予算説明書でいいますと、222ページ及び228ページの小学校運営費並びに中学校運営費のほうで計上しておりますけれども、そこで予定しております入れかえるパソコンのOSにつきましては、Windows 10を現在のところは予定しております。

それから、中に入るコンテンツにつきましては、一般的なワープロですとか、表計算のほか、先ほど御説明がありました校務支援システムとは、ブラウザで動きますので、そういったシステムが動く環境を整えるというふうに考えております。

○西沢一郎委員 218ページの報償費、講師謝礼の中に、概要調書の163ページ、学習指導要領改訂に伴う英語教育の費用が入っているかと思うんですけれども、先日も日経新聞に小学校教員のアンケートが載っていて、32年からの英語の指導が始まるに当たって、英語力に対する不安を持っているという教師の割合が6割から7割いるようなことが書いてあったんですね。それに向けての教員のための研修の費用かと思うんですけれども、これはどの程度のことまでを32年に向けて、教師に対して求めていくようになるのか、ちょっとその辺をお答えいただけますか。

○米澤教育センター所長 教員の指導力向上のための研修でございますが、ことし、Tプラン、所沢イングリッシュアクションプランを立ち上げまして、この32年度の全面実施までに、全小学校の教員が参加できるように年度、3年間またぎまして、考えております。ただ、教育センターで実施するものに参加していただくというだけでなく、各学校にこちらから指導主事が出向いて、校内研修に入る、そういったことで、より広く参加できるように研修の計画を立てているところでございます。

○西沢一郎委員 研修の計画の内容は何となくわかるんですけれども、どの程度のスキルまでを教員に対して求めていくようなお考えなのか、その辺をお示しいただけますか。

○米澤教育センター所長 小学校の担任というと、特別、中学校のように英語の免許を持っている教員でないものですから、まずは、子供たちの状況を把握、学級担任が一番よく把握していますので、そこで、進行役を進める。そのときに、所沢市は外国語活動支援員という、英語に堪能な者と一緒に授業をしておりますので、まずは、教室で行うクラスルームイングリッシュと言っておりますけれども、子供たちを称賛することですとか、次の活動に進める、



進行、そういったものをまず英語で行うことで、実際にやりとりをしたりするときには、その専門性の高い支援員に中心になって英語を発音してもらい、そういったことで考えております。

○赤川洋二委員　先ほどのコンピューターのほうなんですけれども、使用料及び賃借料ということで、教育用コンピューター借料ということで出ておりますが、ちょっと学校のコンピューターの管理のことについて、ちょっとお聞きしたいんですが、個人情報ということで、よくマスコミ等も生徒の成績とか、個人情報を先生が電車の中に置き忘れたとか、そういうのをよく聞くんですけれども、たまに聞くんですけれども、所沢市においては、この各、今、先生1人に1台ということで、その辺のログインも含めて、どういう形でパソコンの管理、それと、それに付随するメディアですね。USBメモリとか、この辺の管理というのは、今現在どういうふうに行っているのか。お聞きします。

○米澤教育センター所長　パソコンの管理につきましては、各学校で施錠してしまう、そういうふうに規定しております。そして、使用した者は必ず使用簿で誰が、いつ使用したか、そして、いつそこに戻したかということを記録する。教育委員会はそれを、管理状況を確認するようにしております。

○赤川洋二委員　パソコンは確かにそういう形で、メディアの話としまして、これについて、どういうふうに行っているのか、要は先生が当然、仕事が終わらなくて、仕事を持ち帰るためにUSBメモリに入れて、うちに持ち帰るとか、そういうような場面も考えられるわけなんですけれども、その辺についての管理ですね。それをどうしているのかお聞きします。

○米澤教育センター所長　まず、学校は子供の個人情報に係るようなものをUSB等で持ち帰ることは規定で禁止されております。それ以外の例えば、教材の製作のためにというように、USBメモリを持ち帰る場合は、各学校で決められた本数、教頭が主に管理しておりますが、USBがありまして、持ち帰り用に貸出簿につけて、自宅に持って帰る。そして、翌日また持って帰ってきたら、返却のことを必ずそこに記す。そのように管理しております。

○赤川洋二委員　当然、USB以外にもネットワークにつながっているわけですし、当然、メールも入っているわけで、この辺の情報に対して、学校側に任せているのか、校長ですかね。教育委員会として、教育センターかわかんないけれども、そんなようなチェック、学校側に対するチェックというか、その辺がどういう形で徹底されているのか、ちょっと確認させてください。

○田中学校教育部長　その件に関しましても、その持ち帰った内容全てを教育委員会に報告という形はあげておりません。ただし、管理訪問だとか、指導訪問というのがございまして、各学校に訪問した際に、その管理簿の記載の状況については、把握をして、きちっと管理を

している状況でございます。

- 赤川洋二委員　最後に、そういう意味では、先生たちもそれ当然、周知については徹底させていると思うんですけども、そういう意味では個人情報を先生たちが持ち帰るということはないということによろしいですか。
- 田中学校教育部長　基本的に、個人情報を持ち帰るということはしないという形になっています。ただ、そうはいつでも、例えば、クラスの単位でいうと、学校の便りだとか、そういったものをパソコンを通してではなくて、自宅で作成することも、手書きで作成したり、さまざまな用件がありますので、それについては、もう個人的なこととして、きちっとその管理は行うようにということで指導しております。
- 西沢一郎委員　そうすると、実態的には、校内で作成したもろもろの資料というのをフラッシュメモリーに入れて、自宅に持ち帰って作業する可能性は、現状ではあるということによろしいんですか。
- 堺学校教育部次長　今、部長が話したとおりでございますけれども、持ち帰るということは、個人情報以外のものということではあります。
- 西沢一郎委員　持ち帰るものが個人情報か個人情報でないかというのは、どのようにチェックするんですか。
- 堺学校教育部次長　指導につきましては、内容を具体的校長がきちっと確認をして指導をしているということでございます。
- 西沢一郎委員　指導はするんでしょうけれども、チェックですよ。要するに、先生が自分で作業しているパソコンからフラッシュメモリーにダウンロードして、チェックをするということは、教頭先生なり、校長先生なりのパソコンで開いて、これを持って帰るんですね。そういうのをチェックと思うんですけども、そこまでやっているということなんですか。
- 堺学校教育部次長　内容につきましては、例えばプリントアウトをして、これを持ち帰りますという方法をとっていることもありますので、そこは管理職、校長、もしくは教頭がしっかりと見ているところでございます。
- 西沢一郎委員　その上で、よく問題になってくるのが、自宅のパソコンにダウンロードして作業するに当たって、セキュリティー環境によっては、その自宅のパソコンでデータにウイルスが感染する可能性とか、自宅でのメールのやりとりを通じながらウイルス感染していく可能性というのがあるんですけども、基本的には、個人情報を含むデータ等について、職場での持ち帰りのチェックはしていても、持ち帰って作業をするということに、ある一定のリスクが生じる可能性があるんですけども、そのことについては、どのようにお考えなのでしょうか。

○米澤教育センター所長 ウィルス感染等については、教育センターのシステムエンジニアがおりまして、リモート管理をして、学校のパソコンでそういうウィルス感染が起こった場合に、即時に把握し、除去できるように対応しているところでございます。

○中村 太委員 多分、西沢議員のおっしゃりたいことは、幾らシステムをきちっと強化しても、ヒューマンエラーで大体個人情報というのは流出するんです。システムの問題ではなくて、それは、自宅に帰って、自宅のパソコンで使って何かを作業することによって、そのリスクというのは解消できないでしょうという話だと思えます。だから、自宅にどういう情報を持ち帰るかじゃなくて、やはり、自宅に持ち帰った時点でこれは個人情報が流出する可能性というのはどこまでいっても切れないじゃないですか。その部分に対してどういう対応とか、どういう指導方針をもっているかという話だと思えます。そういうシステムをいくら強固なものにしても大体ヒューマンエラーなんです。基本的に個人情報の流出って。だから、その部分に対しての周知、徹底がないと、いくら強化しても、セキュリティー組んでも、全く意味がないという話なんですね。その辺、だからどういう指導の徹底をしているかということ、もう少し具体的におっしゃっていただきたいのと、いくら指導を徹底したとしても、結局持ち帰る仕事というのが発生しているのであれば、これは最悪のケースというのは絶対あるということをやっぱり確認しておかなきゃいけないと思えます。絶対ないということはないと思えますね。それがあるということは。それについてちゃんとコメントしていただきたいというのが多分、本来の御答弁なのかなと思えますけれども。

○田中学校教育部長 今の個人情報の扱いについてでございますけれども、確かに持ち帰ればそういったリスクは生じると思えます。実際に、校長会等も通して、その個人情報の扱いについては、重々そういったことについては、管理職のほうに指導の徹底は図るよという形で研修会を設けたり、それから、教員にもそういったことについての啓発のことについては、触れているところでございます。

実際に、先ほど申し上げたように、USBを学校の本数がある程度決めて、それを登録をあげさせています。実際にその使用の頻度ですけれども、もちろんゼロという学校はないかなと思えますけれども、教育委員会の把握しているところでは、頻繁にそれが使用されているという状況は、基本的にはないものでございます。

○中村 太委員 例えば、当然、ネットワークにつながっているでしょうから、校務用のパソコンを学校内で使わないと、成績資料にアクセスできないような状況とはあると思えますけれども、成績を自宅に帰ってつけるとかというような作業というのはされる可能性があるということなんですか。

○田中学校教育部長 原則、学校で処理は行うという形になっております。

○中村 太委員 それは当然、原則そうなっているというのはよくわかるんです。原則家で

やるという原則は多分、ないと思いますので、ただ、だからそれをやっちゃいけないという形にはしていないんですか。

○田中学校教育部長　もちろん、やってはいけないという形にはなっています。

○中村 太委員　議案資料ナンバー2でいうと148ページなんですけれども、学校施設の非構造部材耐震化事業ということで、今回、予算があげてあるんですが、これは、平成27年度末までに天井だけやればよかったんですか。それとも、バスケットゴール等、附帯設備についても本来は、27年度末までに文部科学省がやってくれという話だったんですか。ちょっとこの辺、具体的な説明をお願いいたします。

○末廣教育施設課長　27年度末までに非構造部材の落下対策等について、取り組むように、努力義務として言われておりますので、天井材については、昨年度やりまして、それ以降につきましても、現在、バスケットゴールの落下防止対策を3年計画で行っているところでございます。

○中村 太委員　じゃあ、国の要請としては、バスケットゴールも含めて、できれば27年度末までにこの事業に関しては終わらせてほしいという話だったんですか。それとも、バスケットゴールは別なんですか。

○末廣教育施設課長　天井材だけではなくて、バスケットゴール、そのほかの落下する危険のあるものについては、27年度末までにやるのが望ましいということではございますが、何分数が多いというような状況でございますので、一番危険性の高い天井などについては、昨年度実施をしまして、その後、バスケットゴール等の落下防止対策を進めているところでございます。

○中村 太委員　じゃあ、この非構造部材耐震化事業というのは、平成30年度をもって、このままでいけば終了予定ということなんですか、それとも、バスケットゴール以外にも何かあるんですか。

○末廣教育施設課長　まず、この3年間で、天井についておりますバスケットゴール、非常にこれは大きいものでございますので、これをまず、進めさせていただいております。その後につきましても、壁つけのバスケットゴールですとか、壁つけのスピーカーですとか、そういったものもございまして、そういったものを順次対応していきたいというところでございます。

30年度までにつきましては、バスケットゴールは完了するというので、それ以降も引き続き対応していきたいと考えております。

○中村 太委員　今、考えられる中で、この事業の終了年度というのはいつごろを想定されているんですか。

○末廣教育施設課長　非構造部材というものが非常に多岐にわたりますので、最終的に何年

というふうには今、申し上げられませんが、できるだけ早い時期に完了していききたいと、進めていきたいというふうに考えております。

○中村 太委員 文部科学省は、これを何年にこの通知を出して、27年、これを何年間の間に全部やれと言ったんですか。

○末廣教育施設課長 何年の通知というのが、今、手元にございませませんが、終了年度については、規定はございません。

○中村 太委員 近隣他市の状況というのはどうですか。  
大体終わっていないんですか、やっぱり。

○末廣教育施設課長 具体的には資料がございません。申し訳ございません。

○中村 太委員 でも、大体、所沢と同じような状況なのか、それとも、いろんなところはあるでしょうけれども、終わっているところというのは把握されていないというような形なんですかね。

○末廣教育施設課長 先ほど、少々申し上げましたのは、天井の落下防止対策等々については、多くの自治体が終わっていると思いますが、先ほど申し上げましたとおり、非構造部材という規定が非常に広い範囲で、結局、構造部材でないものが非構造部材でございしますので、それを全て終わったというふうに判断することが難しいかと思っておりますので、それが100%という自治体があるというふうには聞いておりません。どの自治体もできるだけ早めに対応しているものと思います。

○島田一隆委員長 教育費に対する質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時56分）

再 開（午後1時0分）

○島田一隆委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を進めます。

教育費に対する質疑を続けます。

○赤川洋二委員 引き続き、小学校の施設管理のほうでトイレの改修工事ということで設計ですね、あと工事費ということで毎年計上されて、6校ずつことしもそうですねやってくるということで、最終的に1系統終わるのが平成33年というふうに聞いているんですけども、これは特に変更というかそれでよろしいですかね。

○末廣教育施設課長 平成33年度を目指して、目標の46校、松井小学校を除く46校を修理をする予定です。

○赤川洋二委員 そうすると、全部あと5年ぐらいですかね、かかりますよね。今現在、小学校で洋式化するとかじゃなくてトイレのそのものが詰まったりとか、そういうようなことが報告されているんじゃないかと思っておりますけれども、今現在、その辺の苦情というかそうい

うようなものが起きているかどうか、いろいろ排水の関係で、それについてお伺いします。

○末廣教育施設課長 トイレの排水の詰まり等については、随時学校から要望を受けて対応をしておりますが、特に大きく何台も詰まるとかトイレの使用に支障があるというようなことはございません。

○赤川洋二委員 それと、33年までに予算計上、概要調書にされているんですけども、そうすると全校29年度これが終わって、設計・施工も終わって、29年度以降に関してあと予算幾らで全部おわるのか、総額の予算をちょっと聞きたいんですけども。すぐ計算できなかったら後で結構です。ちょっとその金額を一度出してください。

○末廣教育施設課長 ただいまちょっと終了までの費用は算出していないところでございます。

○赤川洋二委員 概要調書にもうあれですよ。32年までは出ていますから、同じ金額やっているんで計算すれば出るのかなと、後で結構ですからお願いします。

○荒川 広委員 このトイレの設計やら工事は、これは全部洋式にするということですか。和式は残さないか残すか。

○末廣教育施設課長 中学校の女子のトイレにつきましては1つだけ和式を残しますが、それ以外小学校、中学校の男子につきましては、改修するトイレにつきましては全て洋式でございます。

○荒川 広委員 225ページの要保護及び準要保護児童就学援助費なんですけど、小学校、中学校とも国が単価を引き上げたということで説明がありましたが、この問題では、入学前支給というのがいろいろ独自の私のほうの調査では、100を超す自治体がもうやっているわけですね。それでこの支給時期を前倒しするという、この準備金の部分ですけども、このことについて、何か財政的にそうすると負担がふえるとかそういうことはないですよ。

○市川教育総務課長 現在、毎年7月に支給しておりますものを、例えば3月ですとか2月といった前年度に支給することになりますと、それを始める初年度においては1年間で2カ年分を支給するということになると思いますので、一時的には単年度で負担がふえるということではございます。

ただ、その後は毎年今までどおりということになるかと思えます。

○荒川 広委員 前にもお話ししましたが、八王子市などはもう29年度から始まって、そのために昨年の9月中旬に申し込み締め切りにして、それで翌年の2月ごろ申請を送るということで、そんなに複雑なことじゃないと思うんですけども、この辺は検討を進められているのでしょうか。

○市川教育総務課長 こちらの新入学学用品費の支給時期を早めることにつきましては、やはり御指摘のとおり課題というふうには捉えておりますので、現在研究を進めて行っている

ところでございます。

○石原 昂委員 229ページ、中学校施設維持管理費伺います。13委託料の木質化改修工事  
監理委託料、並びに15工事請負費の施設改修工事について伺います。

木材利用の促進に関しての国の法律があるということでしたけれども、その国の法律とそれから市のほうで木材利用をしていくという、その方針の概要についてまず伺わせてください。

○末廣教育施設課長 木材利用の促進に関する国の法律、市の概要についてでございますが、平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されており、この法律につきましては、木材の利用を促進することが、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域経済の活性化に貢献することなどに鑑み、公共建築物等における木材の利用を促進するための基本方針等を定め、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的としております。

そして、この法律の第4条には、地方公共団体の責務として、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策の策定、実施に努め、公共建築物の木材利用に努めなければならないとされております。

このことから、本市におきましても、「所沢市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定めまして、この方針の中で、市有施設等における県産木材を利用した木造化、木質化等を推進することにより、市民に安らぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とするとしております。

また、この方針の運用説明の中では、学校については特に木質化する施設とされております。この木材の促進に関する国の法律や市の方針に基づきまして、また、数多くの木材利用に関する効果に着目いたしまして、木質化事業を進めているものでございます。

○石原 昂委員 その効果のほうについてお伺いしたいんですけれども、湿度の調節効果ですとか木の香りとかによるリラックス効果、精神面の効果などいろいろあると思いますけれども、これの実証的な根拠、言ってみれば科学的な根拠というのをこれを何かお示しできるようなものはありますか。

○末廣教育施設課長 木質化の効果についてでございますが、木質化や木材利用の効果についての実証データにつきましては、林野庁のホームページや文部科学省及び農林水産省が発行しております「木の学校」という冊子に数多く掲載されております。

そのうちの幾つかをお示ししますが、まず、調湿効果でございますが、木材は空気中の湿度が高いときには水分を吸収し、湿度が低いときには水分を放出するという調湿作用を持っています。このため、木材を建物の内装などにたくさん使用すると、部屋の中の湿度の変動

が小さくなります。この実験結果として、木材内装とビニールシート内装の部屋の湿度変化について調べたグラフが掲載されておりまして、ビニールシート内装の部屋において湿度が80%以上測定したときでも、木材内装の部屋では湿度が50%に保たれている調湿効果が確認できます。

また、木の香りによるリラックス効果につきましては、杉の香りによる脳血流量と収縮期血圧を測定し、杉の香りが脳活動と自律神経活動を鎮静化させ、リラックスした状態をつくり出すという実験結果も掲載されております。

ほかに、木材は人の生理面や心理面により影響を与えることが知られておりますが、例えば特別養護老人ホームでの調査によりますと、木材を多く使用している施設ではインフルエンザにかかったり、転んで骨折をしたりする入居者が少ないという調査結果なども掲載されております。

そのほか、学校教育現場における情緒面での効果につきましては、学校教育部のほうから答弁をいたします。

**○田中学校教育部長** 学校現場の立場で申し上げるならば、一言で言うならばやはり木質化することによって、木の質感というんですか、温かみというか先ほども末廣課長からありましたですけども、その香りなどから安心感だとかリラックス効果、今の現代人ストレスの解消というのがありますけれども、子供にとってもそういった効果はあるのかなというふうに考えます。

また、木の素材ですけども、私なんかはたまたまそういった素材を扱う教科にいたもんですから、その教科なんかの関係でいうと、やはり木というのはその素材そのものがやはり扱い方次第でやはり年を追うごとに質感が変わったり、そうすることによって例えば清掃なんかでものを一生懸命磨くと、なかなかいい校舎はだんだんと木の質感が出てきて、ものを大切に作る心だとか、そういった意味では生徒指導上の効果だとかそういったことも期待できるんじゃないかなというふうには思います。

併せて言うならば、昨今、配慮を要する子供の中には、音に敏感に反応してしまうような子供たちがいます。そういった子供たちにとっては、やはり木というのが適度に音を吸収する、そういった意味では、学校ではいろんなことをやっているんですね、工夫をしてテニスボールをつけてみたりだとか、今はさまざまな学校もそれぞれ工夫をしているわけですけども、そういった意味でも、集中力だとか、そういった子にとっても落ちつきが出たりするということも考えられるのかなというふうには、学校現場の立場としてはそんなふうには思います。

**○松崎智也委員** 木質化の耐用年数、木造の建築として使っていると20年とか言われますけれども、内装として木質化をすると耐用年数というのはどれぐらいとお考えでしょうか。



○末廣教育施設課長 内装の耐用年数が何年というものは特にございませぬ。

○松崎智也委員 これはあるはずなので、調べてほしいと思います。

あと、木質化しない場合なんですけれども、例えば10年とか20年使えるのかちょっとわからないですけれども、木質化しない場合は、リフォーム費用というんですか、ペンキ塗り直したり、タイルかえたりとかあるのかもしれませんが、どのぐらいの費用というのがかかるんでしょうか。

○末廣教育施設課長 塗装工事での試算は特にはしておりませぬ。

○松崎智也委員 もしわかれば後でお示しいただきたいと思っています。

資料は、147ページだと思うんですけれども、これを見ますと1校当たり2年間で約1.4億円ほどかかるということなんですけれども、先ほど御答弁の中で林野庁のホームページのほうで、木質化の効果というのが示されていたと思いますが、ここであるのが、あくまで湿度とかリラククス効果というところまでのところだと思うんですね。ここから、事業概要調書見ますと、生徒の教育環境の向上という言葉が入っています。この湿度とかリラククスというところまでは、定量的に判断できると思うんですけれども、ここからは生徒の教育環境の向上というのはどのようにはかれるのかを、ちょっともう一度お聞きしたいと思っています。

○末廣教育施設課長 温湿度に関しましては測定をしてデータどりをしたいと思っていますし、それ以外の数値にあらわせないものにつきましてはアンケート調査等で、教師ですとか生徒によるアンケート調査で把握をしていきたいというふうに考えております。

○松崎智也委員 そうしたアンケート調査ですとかデータどりというのは、市としてはいつ判断する見込みですか。仮に木質化を行った場合ですけれども。

○末廣教育施設課長 温湿度の調査に関しましては、竣工後1年程度は一回りですね、四季を通じて1年ほどはデータが必要だと思われまますので、竣工後1年ぐらいを考えておりますので、その間に同様にアンケート調査も行ってまいりたいと思います。

○松崎智也委員 そのアンケート、項目としてはどのような聞き方をするんでしょうか、木質化の効果をあらわすことに関して。

○末廣教育施設課長 今のところ具体的にこれとこれを聞くというようなことはありませんが、以前と比較して、木質化が例えばけがが少なくなったですとか、落ちつきが出るようになったですとか、そういったものを教師や生徒に聞いていきたいというふうに思っております。

○松崎智也委員 私が考えるに、以前と比較ということだと全くだめだと思うんですね。

というのは、木質化と、ほかの比較対象としてほかのリフォームを行ったとき、例えば壁紙をかえるですとか、木質化でリフォームすれば必ず新しくなりますので、新しくなった部分に対してどうですかというふうに生徒さん、児童さん聞かれれば、それはよくなったとい

うふうに決まっていると思うんですけども、この新しくなった部分と木質化による純粋な部分というのは分けないといけないと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○末廣教育施設課長　すみません、御質問の趣旨がいま一つ理解できておりませんが、特に木質化とほかの仕上げとの比較をするということは考えておりません。

○松崎智也委員　そうすると、比較できないということだと思ってしまうんですけども。

○美甘教育総務部長　先ほど来の質問で、耐用年数の話もございましたけれども、木質化の耐用年数につきましては、例えば文化財などの木ですとか家具などもそうですけれども、やはり使い方によってはかなり長く利用できるものだと思いますので、その辺も例えば学校の管理下の中で、子供たちにもそういう手入れなどもさせながら長く使わせていきたいということもございます。

また、検証の面での新しいところとの比較ということでしたけれども、今回の私どもの検証といたしましては、湿度をきちっと科学的根拠に基づいてはかったりとか、あるいはインフルエンザの罹患率なんかについても、それは学校のほうで調査が可能だと思います。ですから、ついていないところとの比較というよりは、つけたことによってどのような部分が改善されたのかということ、きちんと立証していきたいということを考えています。

また、いわゆる環境面で、教育環境というお話が出ましたけれども、こちらにつきましては、具体的に例えば子供たちが教室を広々と感じるとか、あるいは木質化によって居場所ができる、子供がそこに集う場所ができる、そういうことを考えますと、いわゆる教育環境全般として、教育総務部としてはいろんな分野で手がけておりますけれども、この木質化については、全てを総括的に見た場合に幅広い範囲で効果がある、そういうことを含んだ上で、今回お願いしているような経緯はございます。

○松崎智也委員　木質化の部分に関しては、これ耐用年数ちゃんと出ているはずですので、こちらはちょっとお調べいただきたいと思います。

あと、除湿に関することであれば、エアコンをつけたほうが確実な除湿効果があると思うんですけども、なら判断されるときに、ちょっとこちらを希望としてなんですけれども、例えばエアコンはつけた学校はありますよね、そこでのエアコンをつける前とつけた後の反応として、同じような調査をされてみてはいかがでしょうか。そうするとエアコンをつけたときの比較、木質化どちらがよかったのか、こちら2つの事業も比較できると思うんですけどもいかがでしょうか。

○末廣教育施設課長　除湿効果の比較ということでございましたが、校舎内装木質化事業につきましては、先ほど来申し上げておりますが、木材の利用の促進に関する国の法律や県の指針に基づいていること、木材のさまざまな効果について着目して事業を進めておりますが、木材利用の直接的効果である除湿効果などの有無だけで事業を行っていくというものではな

く、法律の中でも記されております地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域経済の活性化につなげていくという目的のためにも行っておりますので、そういったものの比較検討をするという予定はございません。

○荒川 広委員 関連ですけれども、中央中学校は防音校舎ですよ。

○末廣教育施設課長 そのとおり、防音校舎でございます。

○荒川 広委員 ということになれば、飛行機が飛んできたら窓を閉め切るわけですよ。閉め切った中で湿度が保たれるかどうかと、一定の温度が保たれるかどうかということなんですけれども、問題は、防音校舎であるからちょっと問題が出てきているわけです。

ここに事例として2校、県内2つ学校入っていますけれども、この2つの学校は防音校舎ですか。ときがわ町それから鳩山町。

○末廣教育施設課長 防音校舎ではございません。

○荒川 広委員 この校舎の内装木質化については、埼玉県内で何校くらいあると思いますか、小・中学校。

○末廣教育施設課長 数多く実施例がございますが、何校という具体的数字は持っていません、申し訳ございません。

○荒川 広委員 私の調べでは13校あるんですよ。一番近いのは入間市立の西武小学校、それから飯能の名栗小学校と、これ防音校舎1つもないんですよ。入間は西武小学校はここは耐震工事をやって耐震が足りないというので改築したばかりで、エアコンも入っているんですよ。そういう快適なところで木質化なんですよ。

だから皆さん、これ市長の公約なので本当にかわいそうだと思いますけれども、先ほどから課長と部長が言われたように、木質化の効用、効果というのはそれだと思うんです。ただ、相手が防音校舎だということなんですよ、そこだけなんですよ。だから、そんな効果言ってもむしろ何の意味もないことになってしまうわけなんですよ、そう思いませんか。聞いてもかわいそうだからあれなんですけれども、課長とにかく何か答えてください。

○末廣教育施設課長 防音校舎の復温・除湿工事につきましては、航空機騒音の防音対策のため行っているものでございまして、木質化事業につきましては何度もお答えしておりますが、国の法律それから木質化の効果、総合計画への位置づけなどから行っているものでございますので、別のものというふうにご考えております。

○美甘教育総務部長 防音校舎では効果がないというようなお話もございましたけれども、先ほど来申し上げていますように木質化というのは、全般的にこの効果というのは全てもう立証されているような経緯がございます、科学的にも。

所沢市の場合にも47校学校がございますので、例えば私どものほうは木造化ではなくて木質化ということで、例えばトイレの工事をやるにしても一部木質化を適用したり、あくまで

ぜいたくなものをイメージしているわけではなくて、粛々と木質化を進めていくということでございます。

今回のことに関しましても、この木質化、設計もお認めいただいていますしこれをやりまして、できるだけ中学校15校に関してはこれから木質化を粛々と進めていきたい。その範囲については、これはその時の財政事情等がございますので、なかなか難しいこともあると思います。ですから、防音校舎に限ってこの木質化ということではございませんので、たまたま中央中学校を今回木質化するところが防音校舎ということでございますけれども、これは将来にわたって、やはり市のほかの施設もそうですけれども、木質化のほうを進めていくという第一歩、第一歩どころかこれまでもやっておりますけれども、そうしたことを検証していきたいし、ぜひお認めいただきたいというふうに考えております。

○荒川 広委員　だから、その木質化の効果を発揮させようというんだったら順序が逆じゃないか、むしろ防音校舎じゃないところから、窓あけられるような校舎だったらそっちのほうを先にやったらどうかということなんですよね。だって、窓をそのために閉めるんですよ、そういうところを何であえて選ぶんですか。

○美甘教育総務部長　防音校舎につきましては、設計上は今現在狭山ヶ丘中学校につきましても防音校舎として気密性の高いような設計で行っております。ただ、他の防音校舎につきましても、例えば夏に全く窓を閉め切って授業を行うとか生活をするとか、そういうことではございません。また、一般の住宅でも暑ければ窓はあけますし、学校においては子供たちも自然の風の中で過ごしたほうが心地よいときもございます。うるさいときには窓を閉めるということはあると思います。そうした環境の中で例えば木質化の効能、今申し上げたような効能があるとするれば、それは子供たちにとって必ずプラスになるということを信じております。そういう思いからこの木質化をやりたいということですので、お認めいただきたいと思います。

○荒川 広委員　これに1億4,000万円かけるわけですよ。前にも議会で指摘あったように、リース方式でエアコン入れれば2億円ですよ。1年間で2億円で全校エアコンできるというような試算を出してもらったことがあるわけですよ。どれほどもったいないかというふうに思うわけです。

ですから、本当に教育環境を守るならエアコンを設置したほうがよっぽどいいだろうと思うんですけれどもどうでしょうか。

○美甘教育総務部長　エアコンについては、先ほど2億円というお話出ましたけれども、リースの場合は10年間、いわゆる端的に言えばクレジットになりますので、工事をしてつけたということと比較するのはちょっと比較にはならないのかなと。考え方としてはあると思います、また、そういう形で行っているところも実際にはあると思います。

私どもは、エアコンと木質化というものは今回別のものというふうに考えています。この環境をよくすることというのは、先ほど来申し上げていますように、子供たちの環境を第一に考えて木質化をすることもそうですし、ほかの環境整備も含めてこれは設計で予算お認めいただきましたので、まずはこの時期に検証してみて、そして中学校15校につきましては肅々とこれからも進めていきたいというふうに考えております。

○荒川 広委員 子供たちのことを第一に考えるのなら、本当に中央中学校の子供たちの声を聞いてくださいよ、エアコンがいいのか木質化がいいのかと。お願いできますか。

○美甘教育総務部長 エアコンにつきましても、木質化につきましても、子供たちあるいは保護者、地域の皆さんの声、これは十分重要的なことだというふうに考えています。エアコンにつきましても、住民投票の結果を受けましてこの2校、3校宮前もやりましたけれども2校、これは今現在進めているところです。また、29年度も予算をお願いし、30年度は北中小をやるというそういう現実的に動いている状況です。ですから、エアコンの問題につきましてはまたその後、その後の問題でもありますし、この今29年度の木質化については、エアコンと木質化は全く別のものというふうに教育委員会は考えて進めているところでございます。

○入沢 豊委員 設計委託料についてなんですけれども、確認ですけれどもこれ幾らかかったんですか、この2校分というのは。

○末廣教育施設課長 既に行われた設計委託料につきましては、平成26年度に内装木質化事業の設計を行いまして、中央中学校それから狭山ヶ丘中学校2校の一括設計で853万5,699円で行いました。この設計につきましては、長期間にわたり実施を延期し続けますと、関係法令の改正などにより設計の見直しが必要となることも考えられますので、早期の工事実施をしたいと考えております。

○入沢 豊委員 狭山ヶ丘の中学校の復温・除湿工事によって、1校分結果として不要になったと考えているんですけれども、もし、中央中学校だけの単独の設計委託料もしやったら幾らぐらいになりますでしょうか。単純に半分とまではいかないとは思いますが。

○末廣教育施設課長 2校一括でございますので、正確ではございませんが規模がほぼ同じでございますので、おおむね半分420万から30万円程度ということになると思います。

○入沢 豊委員 今回のこの木質化についてですけれども、後期基本計画と市長の公約ということで、そういったものがアウトプットされたものと考えておりますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○末廣教育施設課長 委員さんおっしゃるとおり、第5次所沢市総合計画後期基本計画にも記載されておりますし、市長の公約であったということでもございます。

○入沢 豊委員 その基本計画に記載されていることですが、そこに木質化もトイ

レ洋式化も2つ書いてありますけれども、優先度とか重要性の軽重というのは多少あるかもしれないけれども、どちらが優先すべきものであるとか、そういった甲乙つけがたいものなのかどうなのか、その辺はいかがですか。

○末廣教育施設課長 教育委員会といたしましては、児童・生徒たちのよりよい学習環境整備を推進するために、老朽化の進む学校施設の改修事業として、トイレ改修も内装木質化もどちらも重要な事業であると考えております。

○西沢一郎委員 先ほど、部長が子供の学習環境、教育環境の改善のためにこの木質化の事業を粛々と進めていきたい旨の御答弁あったんですけれども、ある意味で、トイレの改修も同じような課題の中で出てきた改修工事だと思うんですね。

トイレ改修のときというのは、非常に計画的に1年当たり設計何校、工事何校ということで、計画立てられて今進められておりますよね。同じような趣旨・目的で行われている事業にも関わらず、木質化の事業だけ唐突に1校だけやるというこのやり方の意味というのが、私はちょっと理解ができないんですけれども、その辺について御答弁いただけますか。

○美甘教育総務部長 学校の施設の整備計画につきましては、各分野全てを例えば計画的に進められれば、これは確かに理想的なことだとは思いますが。40年来たった建物を見ておりますと、さまざまな箇所の修理が必要になっておまして、これでは全て網羅するということはとても難しいこととございます。そういったことから、木質化についても例えば47校全てやるというのはかなり難しい現状とございます。ただ、中学校であれば小学校の子供たちが中学校に上がる可能性があるというようなこともございましたので、とりあえず中学校に絞って、そしてかつ全部木質化するというのは、これ全ての学校をやるのはとても大変なことなので、中央中でまずはその予算もお認めいただいたということがありますから、先ほど来お話ししていますように、まずはその状況を確認して、子供たちの声も聞いて、そして科学的にも検証をして、その上でその範囲だとか程度そういったもの、それからその時々財源ですとか他の整備計画との兼ね合いですとか、そういったものも考えながら対応していきたいと。

また、将来は、例えばもっと大きな大規模な工事をする場合には必ず木質化にしていくとか、そういった方針についても、これはこの検証することは、何ら将来の学校の整備に当たって無駄になるということではないというふうには考えております。

○西沢一郎委員 だから、その耐震工事は別として、トイレの改修にしてもほかの改修にしても、所沢市というのは、施設整備計画もあるように計画立てられてこれまでいろんなことをやっているわけですよ。なぜ、この事業だけが唐突に1校だけで始まっていくのかというのが、いま一歩わからないんです今の御答弁聞いていても。

もう一つお伺いしますけれども、内容が異なってしまいますけれども、木質化の効用とい

う部分で所沢市は富岡保育園を木造に昨年しました。その木質化の効用をある程度はかるという意味においては、この富岡保育園においてもモデル的に検証をある程度するようなこともできるのではないかなと思うんですけれども、そのようなことをやった経緯というのはあるんでしょうか。

○美甘教育総務部長　これまで私も、例えば厚労省が発行している木のつくり方、木の学校という本がございませけれども、そういったものでいろいろ学ばせていただいたんですけれども、明らかにやはり木質化と木質で建てたものを比べれば、木造のほうが効果があることはわかっています。ですけれども、先ほど来申し上げていますように学校の数が多い、全ての子供たちにこういう環境を共有してもらいたいということで考えた場合には、やはり木質化というのが一番対応としては適切であるし、あるいは研究効果からも、木質化でも十分そういう子供たちに対する効果というのが上がっているということが確認できましたので、そういった意味では、この木質化をまずはやってみて、アンケートをとったり声を聞いたり、実際に子供たちの状況を教員が確認したり、教員もそこで共有したり、そういうことを重ねながら、将来の木質化の進める方向性であるとかそういったものを全体の中で考えていきたいということでございます。

○青木利幸委員　今回、市長の方針の中で、やはり実施時期の見きわめも行ったということをおっしゃっていただきました。今回は、その計画性や事業全体のバランスを考えて本当に出したのかということにはちょっと感じるんですよね。その辺はいかがでしょうか。

○美甘教育総務部長　議案質疑の中でも御答弁申し上げましたけれども、市全体の予算に關しましては、一件査定の中でこれは査定して決めていった経緯がございまして、木質化に限らずさまざまな分野の事業において、やはりその見きわめるタイミングですとか時期というものがあったのではないかなというふうには思っています。

木質化については、設計をお認めいただいて、基本計画の中にも載せさせていただいて、そして市長の公約でもあった。それが、2年延期しあるいは補助金が出なかった経過がある。じゃ、そのタイミングでいつこの木質化をやるのか、そういうことでは、それが29年度であったということで考えております。

○中村 太委員　ちょっと整理をさせてもらいたいんですけれども、まずは松崎委員からの質問もあったように、維持管理面のコストというところを多分心配されているんだと思うんですね。それは木質化をするのとしらないのでは、それは変わらないというような御答弁なのかなと思うんですけれども、確認だけさせていただきます。

○末廣教育施設課長　塗装においても、木質化においても、維持管理費が大幅に変わるという認識はございません。

○中村 太委員　それから、その検証という部分ですけれども、検証するのであればそれは

事前、事後の比較ではなくて、本来であるならば同じような母集団、なるべく環境が同じような母集団に対して、その母集団の差というものを見るというのが普通の調査のやり方かなと思うんですね。例えばマウスであれば、片方のマウスにはこの餌をずっとあげていて、片方のマウスには全然餌をあげないで、そのときにどう違うか、例えば片方は病気になっちゃって片方は病気にならないとか、そういう比較だと思うんですね。それを事前と事後で比較したら、それは新しいものの方がいいというふうになっちゃうから、もし、調査をするのであれば、限りなく同じような集団、同じような条件の集団、例えば学校とかクラスとかわからないですけども、そういったものに対して、木質がなされたところとなされなかったところの比較だと思うんですけども、その辺の調査に関してはどうやって検討、今の段階で考えていらっしゃいますか。

○末廣教育施設課長 調査の方法でございますが、委員おっしゃるとおり、実験室的に全く同じ状況で比較ができればそれが一番よろしいかと思いますが、実際には、改修していく学校の中でそういったことは難しいと考えております。ただ、今回3、4階を先に木質化、来年度ですね行わせていただいて、その次年度1、2階を行わせていただくという計画でおります。

したがいまして、3、4階が木質化してある状況、それから1、2階が木質化していない状況というのを比較はできると思いますので、そういった部分で比較を検討していきたいと思えます。

○中村 太委員 あと26年度に設計しました。当初の予定ではどういった感じだったんでしょうか。本来、当初の予定では、工事を何年何年でこの事業については終了するという予定だったのかなということを確認させてください。

○末廣教育施設課長 当初から営繕課と設計段階で協議を行いまして、2年計画で3、4階、それから1、2階というふうに考えておりました。

○中村 太委員 ということは、26年に設計を完了させて27年、28年で工事を終了という予定だったんですか。

○末廣教育施設課長 そのとおりでございます。

○中村 太委員 それで、27年度に工事ができなかった理由というのは何でしたっけ。

○末廣教育施設課長 当時、やはり補助金を見込んでおりましたが補助金が交付されなかったこと。それから、市の財政事情を鑑みて延期をしたというところでございます。

○中村 太委員 今回の概要調書では、平成30年度に824万程度の予算が見込まれているんですけども歳入で、これは何ですか。

○末廣教育施設課長 文科省の補助金を記載させていただいております。

○中村 太委員 前回、27年度で補助金が出なかったことも含めて、工事を中止したのは文



科省の補助金ですか。

○末廣教育施設課長 文科省の補助金もそうでございます。当時、林野庁の補助金も見込んでおりましたが、林野庁の補助金についても交付されない、対象とならない。それから文科省の補助金も交付されないという見込みでございました。

○中村 太委員 前は、補助金が来ないことも含めて工事の中止を判断されたんですが、今回、補助金が来ないのになぜ事業を開始するんですか。

○末廣教育施設課長 今までも繰り返しになりますが、補助金交付は待ちはしましたが、校舎内装木質化事業はいろいろさまざまメリットがございますので、何度か申し上げましたけれども、木材利用の促進に関する法律、方針があつて、総合計画にも位置づけられ、それから木質化の効果に着目して、また平成26年度の木質化の設計委託もお認めいただいて既に設計が完了していて、このまま長期間にわたり実施を延期し続けると、先ほど申し上げましたとおり、関係法令の改正などによっては、設計の見直しが必要となることも考えられるような状況でございましたので、そういったことも含めまして校舎内装木質化事業が、子供たちのために学習環境を向上させる大切な事業というふうに判断しておりますので、早期の実施に努めているところでございます。

○中村 太委員 じゃ、何で27年度にやらなかったんですか。

○末廣教育施設課長 当時につきましては補助金がつかなかつたこと、財政状況も鑑みまして事業を延期したところでございますが、2年間待ったところでございますけれども、文科省の補助金については大分状況が厳しいということでございますので、延期をさせていただいたところでございます。

○中村 太委員 じゃ、この30年度の補助金がかまなかったら事業途中でやめちゃうんですか。

○美甘教育総務部長 先ほど来、補助金のお話が出ておりますけれども、例えばトイレの改修事業とか非構造部材につきましても、こちらのほうは文科省のほうの補助金が今対応にはなっておりません。ただ、整備計画に基づいて継続的にやっていくということがございましたので、これ補助金を充てないでも実施しました。

そして、この木質化の事業につきましては、当初補助金を見込んで事業の計画をして、そして予算についても議会でもそういう御説明をしながらお願いしてきた経緯がございます。それが、文科省の補助金がかまなくなったということで、議会にもお願いしていた内容と異なりますから、今回補助金がかまなくなるし、他の財政事情、トイレにつきましても補助金つかなくても継続してやっていかなきゃいけない、そういう財政事情を鑑みて延期したという経緯がございます。

必要な学校の環境整備につきましては、補助金がかまなくてもこれは子供たちのために継続してやっていくという思いでございます。

○中村 太委員     じゃ、これ30年度の補助金は来ないんですか。

○末廣教育施設課長     文部科学省の補助金につきましては、埼玉県を通じましてさまざまな手続を行っております、毎年1月に翌年度の補助金採択動向について県から通知がありますが、ことしの1月に来年度のは木質化、それからトイレの改修工事についての補助採択がされない旨の通知がございました。したがって、来年度予算には補助金は見込んでおりません。

しかしながら、再来年度以降は動向が不確定ではあるものの、補助メニューに木質化やトイレ改修がございまして、毎年補助金を獲得すべく県への申し出を続けておりますので、補助金が来ないというか来るかは不明ではございますが、補助金の獲得に向けて努力しているところでございます。

○中村 太委員     だから、27年度にこれだけ必要性が高いとおっしゃるんだっただらば、補助金来なくてもやらなきゃいけないのに、そのときには補助金が来ないからという理由で中止をし、28年度になったら補助金に関しては鋭意努力するので、30年度については見込みとしては財源上げているけれども、29年度については補助金つかなくてもやるというんだっただらば、これは最初からその30年度の補助金が決まってから事業開始というのじゃだめなんですか。

そもそも、補助金見込めなくて1回中止している事業なんですから、補助金見込めたらそこで補正を組むなり何なりという対応ができないんですかこれ。

○美甘教育総務部長     補助金につきましては、今課長が答弁したように、どの事業に関しても補助金獲得に向けては鋭意努力するということは基本だというふうには考えております。

ただ、今の文科省の動きなども見ておりましたが、耐震化が一部まだ非構造の関係終わっていないところですか、学校の新たに需要に応じてつけなければいけない補助金ですか、そういうことを総合的に県の話なども聞いておりますと、当面やはりちょっと補助金というのは難しいのかなと。

これをこのまま、先ほども申しましたように、じゃ、いつやるのか。延ばせばいいというものなのか、いつやるべきなのか、補助金がもらえる約束はないわけですから、これはこの今29年度がその時期ということをお願いしておることでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○中村 太委員     だったら、その30年度のところの補助金もかなり怪しいということですか。

○美甘教育総務部長     これは、やはりその都度申し出てみないとわからない部分ありますけれども、例えば県の職員の話ですとか全体的な動向ですとかそういうもので、やはり我々の仕事は、先もある程度見通しながら考えていかなければいけない部分もございまして、仮に将来これ、もらえればもらえたということで財源の確保にもつながりますし、このタイミングでは、設計のほうもある程度の期間はいじらなくても大丈夫ですけれども、かなり長期

になると、設計をしたその行為自体も無駄になってしまうこともあると思います。

そういったことから、いつやるのか、これはどこかで決断しなければならないことだというふうには考えております。

○中村 太委員 設計の費用というのはいつ無駄になっちゃうんですか。関係法令の改正があればという話でしたけれども。

○末廣教育施設課長 今、お話をさせていただいたとおり、関係法令等の改正があればということで、それがいつになるかは不確定でございます。

○中村 太委員 しばらくは無駄にならないということですか。

○末廣教育施設課長 何度も同じお答えで申し訳ございませんが、不確定ではあるということです。

○中村 太委員 無駄にならないまでしばらく時間があるんだったら、少し待ってみようという政策判断はなされなかったんですか。

○末廣教育施設課長 何度も同じ答弁で申し訳ございませんが、内装木質化事業は非常に重要な事業というふうに捉えておりまして、今は早期の実施に努めているところでございます。

○中村 太委員 大体予算編成するときに、補助金の獲得、鋭意努力しますと。あとは、補助金が廃止された場合などには、安易に市費に振り替えないよという大前提があるんですけども、今回そういう前提は全然財政課のほうとは話なかったんですか。

○末廣教育施設課長 これは先ほど来、申し上げておりますとおり、トイレ改修工事も文部科学省の学校環境改善交付金と同じメニューでございまして、そちらについても記載をさせていただいておりますが、木質化、それからトレイの補助金については打ち合わせをしているところではございますが、獲得が難しい状況であるというような話は財政課とも話しているところでございます。

○中村 太委員 設計の費用が無駄にしばらくの間ならないであれば、老朽化した状況をずっと放置しておくというのは、やはり私もよくないと思いますので、何らかの対応はしなければいけない、これはよくわかるんですけども、その対応を待ってから木質化ということは、これはできないんですか。

○末廣教育施設課長 何度も繰り返して申し訳ございませんが、子供たちのために学校環境を向上させる大切な事業として捉えておりますので、早期の実施に努めたいと考えているところでございます。

○中村 太委員 だから、そのタイミングが今だという御判断だと思うんですけども、その今だという御判断をなぜされたか、どうして今なのかというところの多分説明がないので、こういう話になっちゃうんだと思うんですけども、その辺ちょっともう一回御確認をしたいんですけども、確認させていただきたいんですけども。

○美甘教育総務部長　いろいろと申し上げておりますけれども、環境整備全般について、かなり教育委員会としてはこれからも前途多難な状況にはございます。

そして、この木質化というのが、先ほどから申し上げているようにトイレですとか、例えば植木の伐採もそうですけれども、学校の環境整備全てのものに、例えばこの木質化、子供たちにとって波及する効果があるというふうに思いましたので、このことをやって、そしてトイレもそうですし、ほかの修繕についても、例えば修繕についても、今年度も小・中合わせて1億6,000万ぐらい修繕予算要求をお願いしておりますけれども、こちらについても粛々と整備をしながらやっていくということですから、この木質化をやることによって、一つひとつのことがマイナスになるのではなくてプラスの効果があるというふうな考えから、お願いしているような部分はございます。

トイレにつきましても、例えば計画的にやっていかないと、これは年間に幾つも幾つもできないんです。工事業者の方と細かい打ち合わせをしたり、入札をしたりというかそういうこともございますので、ですから、そういった計画性のあるものと子供たちにとっての将来につながる、全般につながるこの木質化というもの、これはこの年度にお願いして、これから将来につなげていきたいという思いで、今回の予算をお願いしたものでございます。

○中村 太委員　思いとか信じているということだけで言われても、こちらも困るんですけども、それは確認できないものですから、ただ、確認させていただきたいのは、これ最後にしますけれども、じゃ、前回27年のときは補助金がとれないということで事業を断念したと。

今回は補助金がとれてもとれなくても関わらず、市費で29年度からやりたいということ。これ、確認をさせてください。

○美甘教育総務部長　補助金は見込めない状況はございますけれども、進めさせていただきたいということでございます。

○入沢 豊委員　先ほどちょっと言及されたかもしれませんけれども、ちょっと改めて小学校で6年間ですね、中学校で3年間ですから小学校につけたほうがいいんじゃないかと思ったりもしますけれども、どうして中学校、多感な時期ですから、そこら辺も関係しているとは思いますが、ちょっと詳しく御説明していただけますか。なぜ、中学校かというところで。

○末廣教育施設課長　中学校を選定した理由につきましては、木質化事業についてさまざまな効果が期待できまして、学習環境を向上させる重要な事業として、できれば数多くの学校への木質化を推進したいと考えております。

しかしながら、財政事情も厳しいことから、小・中学校全校への木質化は難しいと考えまして、まずは学校数の少ない中学校を選んでおります。また、もう一つの理由といたしまし

ては、中学生は多感な時期でストレスが多いとも言われておりますので、木質化によるストレス緩和の効果に着目してという理由で中学校を選定したものでございます。

○入沢 豊委員　あと木材の利用促進につながるとか地域の経済の活性化とか、そういう理由もあると思うんですけども、地元の要望も含めて、もう一度ちょっと詳しく説明していただけますか。

○末廣教育施設課長　今回の内装木質化工事につきましては、市内建築業者への入札、発注となりますので、地元業者を潤し、地域経済の活性化にもつながりますし、また、埼玉県産の木材を使用いたしますので、地元の木材産業振興にも寄与するものと考えております。

また、昨年11月には建設埼玉所沢地区本部から、公共建築物の木造・木質化を求める要請書が提出されておまして、この中で林業の振興、地域経済の活性化につながる施策実施を求められてもおります。

○西沢一郎委員　そうするとこれは、もう一度お聞きしますけれども、実証実験的な事業なのか、それとも将来的に順次こういう木質化の整備をしていく方向性があるのか、どちらなのでしょう。

○美甘教育総務部長　この事業は、実証実験的なものが前面に出ているふうにちょっと捉えられたとすれば、そうではなくて、こういう効果につきましては、例えば、もう研究機関ですとか、例えばほかに木質化しているところもありまして、明らかな部分もございまして、粛々と進めていきたいということでございます。

○西沢一郎委員　議場の答弁では、効果が認められればというような御答弁されていたと思うので、実証実験的なものなのですかと聞いたんですけども、その辺はどうお考えなのでしょう。

○美甘教育総務部長　実験ということではなくて、木質化をやることによって生徒たちですとか、先ほど来、話ししてはいますが実際に使ってみてどうなのか、そういうことがやはり子供たちの声になって、またほかの学校でも、ああ、木質化はいいんだねというようなことで広がっていくというのが、自然な形で一番いいのではないのかなというふうには思っています。

○西沢一郎委員　あともう一つは、国の補助金を使う使わないという議論があったんですけども、ここ数年の予算編成方針というのは、補助事業であることを理由に安易に事業採択を判断せず、事業の費用対効果、緊急性を十分に検討することというのが、ここ数年の予算編成方針だと思うんです。

そういう方針に照らし合わせて、今回の事業化についてはどのようにお考えなのでしょう。

○美甘教育総務部長　費用対効果ということにつきましては、先ほど来お話ししております

けれども、この木質化ということが、かなり広範囲において効果があるということが考えられております。

そういったことからいえば、例えば福祉の分野の補助金であるとか、この経費に対してこれだけ補助を出すとか、そういったものを費用対効果とは捉え方が違うのではないのかなというふうには考えております。

いわゆる健康面でもそうですし、科学的なデータもそうですし、地域の産業も潤うこともありますし、大きな意味でいえば地球温暖化の防止にもつながる。そして、教育現場で木質化をするということは、子供たちの環境教育、環境学習にもつながる、そういった意味では無限大の効果がある。費用対効果という部分でいえば、効果ばかりのことだというふうに考えております。

○西沢一郎委員 無限大の効果というのは、かなり期待ができるんだなという印象を受けたんですけども、要するに予算編成の中で限られた財源を最大限有効活用し、あれもこれもではなく、あれをやるならこれはやめねばならない、こういうことは方針で訴えられているわけです。

まさしくこういうような財源の活用の仕方を我々は考えてはいかない時代に入ってくる中で、あれをやめてもこれはやるべき事業なんだということによろしいのでしょうか。

○美甘教育総務部長 教育委員会といたしましては、要求額と議案質疑でもお答えしましたように、予算額というのは、もう毎年これ乖離している部分がございます。

ですから、あれもこれもという部分では、毎年、私どもとしては学校環境をよくするために、これもお願いしたいあれもお願いしたいという部分ではございますけれども、やむを得ず、翌年度に回しているものもございます。ですから、できないものは翌年度待って、翌年度に回して予算をつけていただく。

植木の伐採につきましても、今回もお話、答弁、一般質問でさせていただきましたけれども、なかなか予算つきませんけれどもついたときにやらせていただく、そういうことでは考えております。ですから、何かを犠牲にしてこれをやるというふうには考えておりません。

○赤川洋二委員 事業の有効性はよくわかりました。

それで、あと総合計画にも無理やりですけども入りまして、国の法律、県の指針、そして市の方針もあるということでもわかりました。

それで、わかりましたけれども、ちょっと今、問題になっているのは時期だと思うんです。それで補助金、もともとはさっき補助金が出ていましたけれども、当然補助金はなくてもやるというようなこともあったんですが、もともとの補助金が27年度つかなかったという理由です。

つくつかないかで先ほど議論していただきましたけれども、つく可能性はあるということで、

その辺の27年度に補助金がつかなかった、そのときは文科省のと、あと国交省のやつもあったのかと思うんですけれども、その辺の経緯について、何か分析していたらお聞きしたいんですけれども。

○末廣教育施設課長 27年当時につきましては、林野庁の補助金につきましては投資効率という率を計算するものがございますが、こちらが林野庁の補助金の率、1という数字までに達しなかったというので、対象外ということで補助をされておられません。

文科省の補助金につきましては、当時は耐震工事が文科省として全国的に非常に大切な状況であるということで、そちらに補助金を充てるということで、こういったトイレ改修ですとか木質化改修については充てられないということでした。

ことしに関しましては耐震化工事ということもあるようでございますが、それ以外に文科省として、他自治体において、人口増があるような自治体においては、当然ながら新校舎の建設ですとか増築というようなものが必ず必要になりますので、そういった必要不可欠なものに対しての補助金を最優先させるというお考えがあるようございまして、こういったトイレ改修ですとか木質化については、文科省の補助も充てられないというふうに聞いております。

○赤川洋二委員 それで、先ほど部長が、やはりこれはもうやるしかないというような話だったんですが、先ほど中村委員からの質疑にもありましたけれども、つく可能性もあるということで、先ほど設計は、まだ賞味期限というか、あるんだろうなという感じはしていますけれども、市長の公約でもあるという意味において、市長まだ任期が3年近くあるという中で、先ほどトイレと比較して、トイレと同じようにやらざるを得ないということだったと思うんですけれども、その辺のトイレの改修というのは、もう喫緊迫っていますよね、これは。

それとこの木質化というのは、比較した場合に同程度、同じ程度と比較した位置づけというのがちょっとわからないんですけれども、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

○末廣教育施設課長 先ほども申し上げましたが、トイレ改修事業も木質化事業につきましても、どちらも重要な事業であるというふうに考えております。

○赤川洋二委員 それで、先ほどちょっと部長が、今までは木質化については、とりあえず今回中央中1校やって、そのいろいろな検証を経て、また考えるということだったんですけれども、先ほどの部長答弁だと、もうほかの中学校もやっていくというような方針をちょっと今、答弁があったんですけれども、それちょっともう一回確認させてもらえますか。

市の方針として、もうやっていくんだよと。まだ検証はしていませんよね、やっていくんだよという基本的な方針なんですか。

○末廣教育施設課長　できれば、本市中学校15校全校への木質化、さらに現在は普通教室棟だけ考えておりますが、可能な限り広い範囲の木質化が理想的ではありますが、工事期間や財政上の課題から全てを行うことは難しいと考えています。

　　したがって、まずは設計の完了している中央中学校の工事を進めるものでございまして、そして、この工事の完了後、この効果や適正な施工範囲などについてその検証を行って、その後の木質化事業について検討したいと考えております。

○赤川洋二委員　　じゃ、ちょっと先ほど設計が終わっているということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、今回の木質化について、全教室普通教室やるわけですけども、ちょっとその辺の仕様についてちょっとお伺いしたいんです。

　　設計は終わっているから、どういう材料使ってどこどこ。壁、天井、床もありますよね、廊下もありますよね。一体どういうところへ施工しようとしているのか、あと材料も含めてです、もうちょっと仕様についてお聞かせください。

○末廣教育施設課長　　今回の内装木質化についての仕様、範囲でございまして、まず教室内につきましては腰壁まで木質化、これは杉板張りを想定しております。それから背面ロッカーの改修、これは杉材を考えております。それから教室戸棚の新設、それから教室内につきましては床は既にフローリングブロック、木の既設のフローリングブロックでございまして、研磨及び塗装をする予定でございまして、それから廊下につきましては、壁につきましては、教室と同様腰壁までの木質化、これは杉板張りでございます。また、教室側の壁につきましては木製掲示板の設置をする予定でございまして、それから床につきましては、ヒノキのフローリング張りをする予定でございまして、それから階段も同様に腰壁まで木質化、これ杉板張りでございます。それから床については既存の、階段の床については既存の床をそのままを使用する予定でございまして、

　　それから、それぞれの材料につきましては、埼玉県産材を使用するというふうに計画をしております。

○赤川洋二委員　　それで、今回の木質化の中で、大きな地球温暖化に対する配慮です。かなり精神的な効果とかありますけれども、地球温暖化に関しては、今回中央中学校全教室でやることにどのぐらいの温暖化、CO<sub>2</sub>削減にというそういうようなデータも出ているんですか。

○末廣教育施設課長　　CO<sub>2</sub>削減がどのぐらいになるかという試算はしておりませんが、木材については全部で9立米ほど使う予定でございまして、

○赤川洋二委員　　ちょっと視点を変えて聞きたいと思っています。

　　先ほど、エアコンと木質化は違うということだったんですけども、平成26年に最初にこの中央中学校と狭山ヶ丘中学校、木質化が出たときの議論を今思い出していたんですけど



も、狭山ヶ丘中学校と中央中学校に、今回、木質化というのが、何であるの学校が選ばれたのかという当時答弁があったんですが、それちょっともう一回その理由を確認させてください。

○末廣教育施設課長 先ほどちょっと御答弁をいたしました。が、中学校を選定した理由は先ほどのとおりでございます。

それから狭山ヶ丘中学校と中央中学校、中学校の中でその2校を選考した理由につきましては、現在、学校のトイレ改修事業を進めておりますが、このトイレ改修事業も木質化の事業も、夏休みを中心に工事を行わなければなりません。したがって、同時に両方の工事を行うことができませんので、このトイレ事業と重ならないように、また学校施設の老朽度などを勘案して狭山ヶ丘中学校と中央中学校の設計を行ったものでございます。

○赤川洋二委員 そのときに、今、設計は2校やりましたよね、狭山ヶ丘中学校と中央中学校。それでその中で、今トイレ改修とか考えると、両方どっちにもつけても問題ないのかなと。今回、その2校の中から中央中を選んだ理由、それは何ですか。

○末廣教育施設課長 その2校を設計したわけでございますが、御存じのとおり、狭山ヶ丘中学校につきましては、今年度普通教室棟、来年度、特別教室棟の復温除湿工事行っております。これと同時に木質化工事ができないということで、中央中学校を先にやらせていただくということでございます。

○赤川洋二委員 ですから、復温除湿工事をやった場合は木質化、必要ないということですか、今の意味、どうですか。

○末廣教育施設課長 復温除湿工事をやったから木質化は必要ないということはございません。

中央中学校以降の木質化につきましては、先ほど来、申し上げておりますとおり、中央中学校のさまざまな状況を検証、それから工事範囲の検証などを行って検討をしていきたいと思っております。

○赤川洋二委員 そうしたら、狭山ヶ丘中学校につけるといふそういう方法もあったのかなと思うんですけども、それ、選ばなかった理由です。それをお願いします。

○末廣教育施設課長 繰り返しになりますが、復温除湿工事がことし、来年でございますので、同時に工事はできないということでございます。

○中村 太委員 この資料に出ているときがわ町の小学校と鳩山町の中学校は、これは当然補助金入っていないということですか。

○末廣教育施設課長 具体的に把握はしておりませんが、かなり以前の話でございますので、林野庁の補助金ですとかそういったものが該当していた可能性はございます。文科省の補助金はなかったというふうに記憶しております。

○中村 太委員 じゃ、ここ5カ年ぐらいで、補助金が入っていないんだけど木質化し

た県内事例というのは把握されていますか。

○末廣教育施設課長 把握しておりません。

○中村 太委員 じゃ、補助金が入らなくて、市の単独予算で木質化を行う事例というのは、かなり稀なケースということでしょうか。

○末廣教育施設課長 申し訳ございません。把握しておりません。

○中村 太委員 調べられることができますか。

○末廣教育施設課長 電話連絡等でこちらに連絡することは可能かと思いますが、この時間内に御答弁することは難しいと思います。

○中村 太委員 できれば、この時間内には多分難しいと思いますけれども、ちょっとこの5年ぐらいで、県内で木質化された事例で補助金が入っているか入っていないかというデータがお示しできるようだったら、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども。

○末廣教育施設課長 可能な限り調査をして回答をさせていただきたいと思います。

○矢作いづみ委員 231ページの要保護及び準要保護生徒就学援助費のところでは伺いたいですけれども、まず、援助内容のところでは、通学用品費というのがあるかと思うんですけれども、具体的にもし内容が示していただけるようであればお願ひしたいんですが。

○市川教育総務課長 通学用品費は、学用品費等とともに支給しているものでございまして、失礼しました。例えば、通学の際に使う傘ですとか靴ですとか、あとはランドセルとかそういった用品になります。

○矢作いづみ委員 そうすると、就学援助費の中で、市が独自で補助しているものというのがあれば示していただきたいんですが。

○市川教育総務課長 準要保護の就学援助につきましては、国庫補助等はございませんので、いずれも市の単独事業というふうになっております。

○矢作いづみ委員 じゃ、それぞれ自治体で判断して、いろいろと援助していただいているということなんですけれども、例えば、体育実技の用具費で柔道着なんかもあるわけなんですけれども、これは柔道を選択した方には全員支給をされているということですか。

○市川教育総務課長 中学校で柔道の授業を受けている生徒で、就学援助に認定されている方につきましては、柔道着を購入した際には補助金を出しております。

○矢作いづみ委員 それで、先ほどの通学用品費ということで、通学に係る費用ということだったと思うんですが、本会議でもちょっと質疑があったんですけれども、中学校の生徒さんが、何か今年度からですか、自転車通学する際にヘルメットを着用するというふうになってきたかと思うんですけれども、そうすると、こういう費用も通学用品費の中に検討していただけないのかなと思いますけれども、そのあたりの検討はいかがですか。

○市川教育総務課長 通学用品費として、以前からと同様に支給はいたしておりますけれど

も、改めて自転車通学者に対して、ヘルメット代として上乘せするといったような検討は現在のところはしてございません。

○矢作いづみ委員　もし御存じならでお聞きしたいんですけれども、近隣他市で、ヘルメットなどが支給されている自治体というのはありますでしょうか、調べていますか。

○市川教育総務課長　就学援助の補助項目として、ヘルメット代金を支給しているという市町村は、今現在こちらでは把握してございません。以上でございます。

○矢作いづみ委員　先ほど準要保護のほうは市単でということだったんですけれども、義務教育は無償というところで、教育に係るものというのはいろいろわけです、例えば眼鏡ですとか、先ほど柔道着は、選択された生徒さんには支給されているということですが、剣道なども結構費用がかかるとかいろいろあるんですけれども、この内容の見直しというのはされたことはありますでしょうか。

○市川教育総務課長　確かに市町村によって、眼鏡をつくる費用等を補助している自治体もあるということは把握しておりますけれども、現状におきましては、新たな品目を追加することは予定しておりません。以上でございます。

○浅野美恵子委員　公立幼稚園のことでお聞きしたいんですけれども、議場での答弁の中で、年少、年長、年中はないんですね。年少組、年長組で正職員の先生の数と臨職の方がわかりましたら、園長先生から教えてほしいんですけれども。

○市川教育総務課長　教諭の人数は、園長を含めまして5人でございます。そのほかに臨時職員といたしまして、介助員が2名、それから調理師が1名在籍しております。

○浅野美恵子委員　2クラスですよ、たしか。

年少が1クラス、年長が1クラス。そこに園長先生は置いておいて、6人資格がある方がいらっしゃるという解釈なんでしょうか。

○市川教育総務課長　幼稚園の教諭として資格を持っている方は、園長を含めて5人でございます。

○浅野美恵子委員　そうしますと、1クラスに2人担任が正職についていて、臨時の方は介助をしているという考え方なんですか。

○市川教育総務課長　担任が2人ということではなく、園長のほかに主任としての教諭がございまして。

それから介助員につきましては、特別な配慮を要する園児に対して、介助を行っているというそういう職員でございます。

○浅野美恵子委員　ちょっと私も幼稚園教諭だったもので私ごとですが、10クラスぐらいあって主任がお一人担任していないというのは経験していますが、2クラスに主任が2人いるということですか、4人先生がいて1人ずつ担任しているということは。

○堺学校教育部長 園長1人、教諭4名ですけれども、園長のほかに教諭、これが園長代理、それからもう一人、教諭が主任です。担任は教諭ということで1人ずつというような感じで、4歳児と5歳児のクラスに1人ずつ担任が配置されているというふうになっております。

○浅野美恵子委員 ちょっと職務内容までわからないですか。

その園長代理と主任の先生は何しているんですか、普段、保育しないで。

○堺学校教育部長 保育をしないわけではございません。

職員一覧表というところで、私のほうで御説明申し上げているところでございますが、園長、そしてまた園長代理、園長の補佐をするのと同時に子供の保育のほうも担当しているということでございます。

○浅野美恵子委員 現在の文科省が出している幼稚園の教諭の、1人の教諭が何人の子供を持つというふうになっていますか、幼稚園では。

○堺学校教育部長 幼稚園の設置基準に基づきまして、1学級の人数が35人ということで定められておりますので、1学級に1人の担任という形で置かれているというふうに認識しております。

○浅野美恵子委員 そうですね。

年少があって3歳児だったら20人で2人、たしか担任というようなことが埼玉県条例何かで決まっていると思うんですが、4歳、5歳は35名で1人担任で、これを見ますと何か手がかかるお子さんに介助がついている上で、ちょっと園長代理と主任が保育を兼ねて、保育していない人が2人もいるというのが、何か余りにも先生を雇用するためにいるみたいなき感じみたいで、子供に対しての行き届きが、ここまですることがあるのでしょうか。

○堺学校教育部長 あくまでも定数ということでお話をさせていただいておりますけれども、いろいろなお子さんに対する保育ということで介助員もおりますけれども、それぞれの園長代理、また、主任のほうも保育のほうに携っているというふうに考えております。

○浅野美恵子委員 そういう答弁しかできないかもしれませんが、私が私立幼稚園の園長先生たちからお聞きしていたとき、すごく1クラス40人以上持たざるを得ない私立幼稚園が多い時期があったんですよね、50年代ぐらいに。

そういう意味で公立をつくって、私立の園児が定員に満たなくなったときは、公立は閉めますという約束でつくったそうなんですけど、そういう提言も出ていますが、だから、通園時間、今25分となっていますよね。それを変える気はないということと、通園バスをつくる気もないということはきちっと方針で守っていただけるんですよね。

○堺学校教育部長 通園範囲等につきましては、今までと同じように継続していくというふうに考えております。

○矢作いづみ委員 関連で、同じところでお伺いしたいんですけども、職員の方はいらっしゃるといところで、本会議でも質疑があったと思うんですけども、今、預かり保育というのされていないということで、地域の中で預かり保育があれば通いたいんだという方も、あるいはいらっしゃるかもしれないんです。

そういう意味では、需要に応えられるだけの対応ができるんじゃないかと思っているんですけども、そういう検討というのはこれまではなかったんでしょうか。

○堺学校教育部長 もちろん、委員のお話のとおりでございますが、社会のニーズを考えた検討は必要であるというふうに認識しております。

しかしながら、幼稚園を維持しつつ、一時預かりの負荷といたらいけないでしょうか、そういうことで人的にも物的にも、ちょっと現在のところ難しいところがあるというようなことが考えられます。

○赤川洋二委員 232ページの狭山ヶ丘中学校復温・除湿工事費の件なんですけど、この工事をやられて、所沢市2校完成、完了ということだと思うんですけど、この間、やはり入間基地の騒音の影響を受ける地区です。入間市、狭山市、飯能市、ここについて今現在のエアコンの設置状況を、今後のことをちょっと比較したいので、これについて調べていたらお願いします。

○末廣教育施設課長 現在の設置状況ということではよろしいでしょうか。

現在の狭山市の設置状況でございますが、小・中学校23校中21校が設置されております。それから入間市につきましては、27校中3校が設置されております。飯能市については、22校中22校全て設置されております。

○赤川洋二委員 ちょっと私の調べた入間市というのは3校というか、27年ということですけども、28年、29年、これ通告していますから答えてもらいたいんですけども。

入間に関しては、28年、29年、もう今、予算審査もう終わっていると思うんですけども、28年、29年で何校つけるかということ、入間市から、聞いていますか。

○末廣教育施設課長 先ほど申し上げましたのは、29年2月現在の状況でございますが、29年度以降ということでございますが、狭山市につきましては残りの2校を設置予定で、来年度中に23校中23校がエアコン設置済みになるという予定でございます。

入間市につきましては、29年度にリース方式の契約をして、残りの全校の普通教室に設置を進めるというふうに聞いております。飯能市については先ほどの答弁のとおりです。

○赤川洋二委員 ということは大体の市、全部つく。29年度中ということだと思うんですけども、それで、ちょっと本会議の部長答弁の中で、本市もこれについては北中小をまずつけて、今後いろいろな予算状況を検討しながら考えていくというようなことで、設置も考えていくということで、私、確認したかったのは、今後、平成19年度の教育委員会の示し

た防音校舎の設置に関する方針です。これというのは、まだ所沢市においては死んでいるわけではなくて、まだ生きているというふうに考えていいですか。部長にこれ、聞いたほうがいいと思いますけれども。どういう考えですか、答えられる範囲で結構です。

○美甘教育総務部長 エアコンの設置につきましては、今現在、狭山ヶ丘中学校、それから北中小学校のエアコン設置、これは住民投票の結果を受けて、そういう方向性で今、進めているところでございますので、その後のことにつきましては、19年度云々ではなくて、この直接請求の結果も総括した上で、今後のことを考えていくようになるというふうに思います。

○赤川洋二委員 聞いているのが、19年方針は別に完全に否定されたわけじゃないというか、そういうような考えでいいですか、今の段階は。

○美甘教育総務部長 教育委員会のほうでは教育基本計画、これ、また新たに策定しますけれども、そういう中でも今エアコンにつきましては、例えば、他の学校についてエアコン設置しておくとか、そういう記載もございません。

そういったことから今後の計画につきましては、あくまで現在進行している学校が終了して、また考えるようになるというふうに思います。

○赤川洋二委員 ということは白紙ということですか。

要するに、完全にあの19年の方針はなくなっているということですか。市長も、たしかそこまで言っていないと思うんですけども、どうですか。

○美甘教育総務部長 教育委員会は教育委員による合議制の機関でもございますので、その辺の方針につきましては、住民投票の結果を受けて、今やっている2校が終わりまして、その後の総括ということになると思います。

○赤川洋二委員 じゃ、それは教育委員会で決めるということでもいいですか。

○美甘教育総務部長 教育委員会で決まると申しましても、地方教育行政法の中では、それぞれ市長部局と教育委員会の役割が定められておりますので、教育委員会だけの決定では、例えば今後の方針が100%決まるということではございません。

○赤川洋二委員 わかりました。

それと、あと工事のことで聞きたいんですけども、夏休み中に基本的にやっていくということで、普通教室のときに11月まで工事がかかっていたんですけども、今後、今回の予算に上がっている最後の特別教室に関して、工期なりどういう形で工事やっていくのか、これについて確認させてください。

○末廣教育施設課長 特別教室棟の工事につきましては、普通教室棟よりも若干規模が大きいということもございますので、極力学校運営に支障のないように努めてまいります。普通教室棟の工事同様、大きな音が出るような工事については夏休み行いまして、工期自体は10月、もしくは11月ごろまでの工期になると考えております。

○赤川洋二委員 それは学校側との協議の中で、工期なり工程についてもやっていくということによろしいですか。

○末廣教育施設課長 普通教室棟もそうでしたが、特別棟の工事に関しましても学校側と十分協議をしながら、学校運営に支障のないよう工事を進めてまいります。

○末廣教育施設課長 先ほど委員から御質疑のございましたトイレ改修の総額についてでございますが、29年度から33年度まで5年間で、およそ26億円を想定しております。

それから、木質化の耐用年数ということで資料を調べましたが、構造として鉄筋コンクリート造が47年ですとか、木造が22年から4年ですとかそういった資料はございますが、内装の木質化が何年というような資料はございませんでした。

それから、中央中を塗装工事した場合の費用ということでございますが、通常工事を行う場合には、営繕課に見積もりを依頼するわけでございますが、この規模になりますと、通常1カ月ぐらいかけて見積もりを提出いたしますので、ちょっと費用をお出しすることは難しいものでございます。

○島田一隆委員長 それでは、ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時39分）

再 開（午後3時1分）

○島田一隆委員長 休憩前に引き続き審査を進めます。

教育費に対する質疑を続けます。

引き続き、第10款教育費について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

○矢作いづみ委員 246ページのところで、議案資料は157ページで、中富の民俗資料館の施設整備事業ということであるんですけれども、今回は屋根と外壁ですか。内部の床の部分なんか結構傷みがあったかなと思っていたんですけれども、この部分は改修の中には入っていないんでしょうか。

○木村文化財保護担当参事 今回の修繕につきましては、委員さんのおっしゃるよう内部のほうは手をつけませんで、屋根の改修と外壁の改修工事というふうになっております。

○矢作いづみ委員 そうしますと、内部の部分というのは今回はやらないということなんですけれども、それは何か予定はないのでしょうか。

○木村文化財保護担当参事 これは公共建築物の修繕計画に基づいて修繕をするもので、その修繕計画の中には、一応対象となるのが屋根とか外壁改修というふうなことが中心になっておりまして、中身については入ってございませんです。よろしく願いいたします。

○矢作いづみ委員 ちょっと確認なんですけれども、これ、指定管理だったかと思いましたが、そうですか。

○木村文化財保護担当参事　今回、12月議会で民俗資料館の条例を議決していただきまして、直営という形になっております。

○矢作いづみ委員　そうすると、市のほうで管理をしているということですよ。地域の方にも協力していただいているんですか。

○木村文化財保護担当参事　今まで、保存会の方に委託という形でお願いしていたわけですが、今回直営ということで、条例化による直営化ということになりますので、今のところ臨時職員を配置して、保存会の方にも御協力いただきながら運営をするというふうな予定になっております。

○赤川洋二委員　246ページの負担金補助及び交付金の文化財保存の補助金のほうで、資料のほうですと158ページの小野家住宅なんですけれども、概要調書でいくと、ほぼ持ち主さんの負担はないんじゃないかなと読み取れるんですが、これについていかがですか。

○木村文化財保護担当参事　小野家住宅の修繕につきましては、委員おっしゃるように国の補助金と、それから県の補助金と市の補助金で事業を実施するものでございます。

○赤川洋二委員　持ち主は負担ないということで、それと、あと平成14年にも屋根の全面葺き替えやっていると書かれているんですけれども、これはもうずっとこのサイクルで今後も改修としてやっていく、このままです。そういうサイクルでやっていくんでしょうか。

○木村文化財保護担当参事　修繕につきましては、平成14年に屋根の全面葺き替えをやったときに、予定では20年はもつというふうに言われていたわけですが、実際にはそれよりも手前で劣化が激しくなってしまったという事情がございまして、もちろん20年ぐらいを目安にこういった葺き替えはやるというふうに文化庁のほうからも聞いておりますので、そのようなサイクルでは葺き替えということは必要になってくると思います。

○赤川洋二委員　それと、やはり技法として、施工単価も高いんですけれども、恐らくそれは技法というか技術的な文化財ですから、そういう職人さんが入られると思うんですけれども、これについては大体こういう方をお願いするという国から推薦があるとか、職人さんについて何かめどというものはあるんですか。

○木村文化財保護担当参事　職人さんにつきましては、やはり国の重要文化財ですとか県や市の指定を受けている建造物で、全国にカヤぶき屋根の文化財というのも結構ございまして、そういった葺き替えをやっている業者さんというものを、全国的に探していくような形になるかと思うんです。

平成14年の実績で申し上げますと、青森県ですとか栃木県ですとか群馬県の業者さんをお呼びしているというようなことがありますので、そういった業者さんは、そういうレベルで探せばあるというふうに考えております。以上でございます。

○荒川　広委員　議案資料159ページに、北秋津・上安松の埋蔵調査事業があるんですけれ



ども、これを見ると33年までということになっております。

それで、大体対象面積が4万平米ですから、ほぼこの北秋津の区画整理エリアとダブるわけですけれども、北秋津の区画整理事業の先ほどの資料を見ますと、もう来年30年あたりからすごい事業費が出ていますので、発掘調査、終わらないとできないはずなんですけれども、これはどんなふうに進捗して行くのでしょうか。

**○木村文化財保護担当参事** この北秋津・上安松土地区画整理事業につきましては、4万平米ということですが、それ全てやるということではなくて、調整池ですとか公園施設ですとか道路築造部分の、まず確認調査というのを行うんです。

現在この4万平米の中に、周知の包蔵地と言われている遺跡に当たるものが3カ所ございまして、その3カ所に、ただいま申し上げた調整池とか公園施設とか道路築造部分がかかったところで、まず確認調査を行います。確認調査で何らかの出土遺物や遺構が出た場合に本調査というふうに入るわけです。ですから、出ない可能性もあるということです。それをこの29年度、30年度中心に、その遺跡にかかっているところを中心に、まず確認調査をやっていくということです。そんなふうに進めます。

**○浅野美恵子委員** 同じところですが、ここに書いてあるように横穴墓というのかな、確かにあると思うんですが、ほとんどもう壊れちゃっているような感じであるんですが、そこを600点を超える遺物を表面採取したとか書いてありますが、ちょっとその辺説明していただけますか、どういうふうに取り出したのか。

**○木村文化財保護担当参事** その600点というのは全域、周知の包蔵地とされている3カ所なんですけれども、その周辺も表面採取をしているもので、その横穴墓群だけ600点見つかったという意味ではないんです。

それで、見つかったものも、必ずしも縄文時代とか弥生時代ということだけではなくて、新しいもの、例えば戦争のときのものとかかけらとか、ものも含んでいるということがございます。

**○浅野美恵子委員** 確かに戦争のときあそこが境目で、隠れたりしたというのは聞いているんですが、じゃ、その表面採取というのは、出てきた何か文化財に値するものを採取したということですか。

横穴墓というのは採取できないですね、もう、土のお墓みたいになって。横穴墓はどういうふうに取り出すのか。

**○木村文化財保護担当参事** 横穴墓群については以前に調査をしております、崖の部分なんです。今回の区画整理事業でも、そこを崖を全部削り取っちゃって平にするとかということではなくて、崖はその緑地として生かしていくというふう聞いております。

ですから、どうしても必要な道路を敷設したり、あるいは埋設管というんですか、そうい

った管を通したりする場合に遺構に影響がないかどうかということ、県の文化財担当と協議をしながら進めていくということになっております。

また、表面採取については、周知の包蔵地として、先ほどから話ししている3つの遺跡はあるんですけれども、それ以外にも出る可能性もあるので、まず確実なところで、あるかどうかということ調べておく。踏査、踏んで調査するという意味の踏査です。それによって確実に遺跡や遺構があるかどうかということ、事前の調査としてやっている調査でございます。

○吉村健一委員　今の関連ですけれども、そうしますと、遺跡の調査の後の、崖のところにあるということなので、基本的にはこれは埼玉県の重要遺跡として、きちっとそこは保存をして将来いくのかということです。それが1つと、例えば、そういう有名なのは吉見百穴もいわゆる県の重要文化財の遺跡に該当するのかどうかです。同じような形で、将来残していくような対象の遺跡になるのかどうかということだけ、ちょっと確認したいんですけれども。

○木村文化財保護担当参事　1問目の、保存していくかどうかというお話ですけれども、記録保存というような形やるもので、ただ、できるだけその遺構を崩さない形というような、それが県との協議ということになるんですけれども、絶対に例えば穴掘っちゃいけないとか、管通しちゃいけないということではなくて、その遺構に影響しない形で工事を進めるというような形になろうかと思えます。

2問目ですけれども、吉見百穴などのような形でというような御質問かと思うんですけれども、緑地なので、それほど今の遺構が大きく変化することはないかと思うので、そのままの形で残していけるような方法を県と協議して進めていくと。組合施行なので、組合の方とも御理解いただきながらという形で進めていく予定になっております。

○吉村健一委員　そうしますと、普段誰か一般の人が、勝手に見に行き入りとか可能な状態ではあるわけですか。

○木村文化財保護担当参事　それは可能ですけれども。

○松崎智也委員　この北秋津・上安松の地域は、開発する前に埋蔵物を調査しなければいけないという地域があったかと思うんですけれども、こうした地域と北秋津・上安松の区画整理の事業部分というのは重なっているのでしょうか、それとも一部ですか。

○木村文化財保護担当参事　区画整理が行われるエリアの中に、3カ所の遺跡があるということでございます。

○松崎智也委員　今回はわかるんですけれども、その開発の前に、ちょっと担当が違うかもしれないんですけれども、新しく建物をつくる前に、埋蔵物を調べなければいけないという制限がかかっている地域があると思うんですけれども、その地域と区画整理の地域というのは重なってはいないのでしょうか、別ですか。

○木村文化財保護担当参事 周知の包蔵地といわれている確認調査をしなければいけない遺跡のエリアというのが、その北秋津の区画整理の中に3カ所あるということですがけれども、ちょっと質問の意味が違って、捉え方が違っていているかもしれないですがけれども。

○松崎智也委員 直接はこの事業とは関係ないんですけども、建物の開発行為をする前に、埋蔵物を調査しなくちゃいけないという地域はありますよね。直接この事業とは関係ないんですけども、関連でお聞きしました。

○木村文化財保護担当参事 3カ所がその場所になるんです、すみません、説明不足で。

○浅野美恵子委員 体育事業費の委託料の学校開放運営委員会委託料ですが、ちょっとだけ下がっているんですが、何か理由があるんでしょうか。

○海老沢スポーツ振興課長 ただいまの御質疑ですけども、学校開放の委託料の用途について精査を行いまして、このような金額にさせていただいております。

○矢作いづみ委員 256ページで、スポーツ振興審議会委員報酬とありますけれども、市民公募はいらっしゃいますか、何人でしょうか。

○海老沢スポーツ振興課長 一般公募の方につきましては3名いらっしゃいます。

○矢作いづみ委員 今、一般公募ということでしたけれども、それは手を挙げていただく形ですか、それともこちらで無作為抽出で選んでということですか、どちらでしょうか。

○海老沢スポーツ振興課長 手を挙げてということでございます。

○青木利幸委員 今と同じところでですけども、スポーツ推進委員報酬。これ110名となっていますけれども、この110人というのは各行政区で10人だとかそういった割合で分けているんですか。

○海老沢スポーツ振興課長 こちらの110名につきましては、各地区によりましてちょっと人数が変わっていることもございます。

○赤川洋二委員 259ページの所沢航空記念公園多目的運動場に係る寄附金ということで、これ、議場でも質疑されておりましたが、3年かかるということで大体わかったんですけども、工程工夫して、例えば照明灯と、あとスタンドとか一緒にやるとか、2年ということではできなかったというのと、あともう一つ、やはり予算の平準化というか補助金というか県の都合もあって3年にしたのか、これについてお聞かせください。

○海老沢スポーツ振興課長 工事期間につきましては、2年でできなかったかということでございますけれども、工事の主体が県でございますことから、県のほうで3年間というような計画でございます。

○赤川洋二委員 県がこういうふうに言ってきているというのは、やはり1年の負担の平準化というかそういう意味もあったのか、ただの工程だけじゃなくて。それについて何か考えありますか。

○海老沢スポーツ振興課長 均等化につきましては、総工事費に対しまして3分割という  
ことで考えてございます。

○赤川洋二委員 言っているのは、県が決めたということですがけれども、県としても、やは  
り3年に分けたほうが一遍に予算をつけるよりは、そういう理由もあつたんですか。

○海老沢スポーツ振興課長 そちらの支払いにつきましては、できれば市のほうといたしま  
しても、回数が多く、年数がわたったほうが良いというような考えもございました。

県につきましても、3年間にわたりました工事のほうが、予算のほうが均等するかとい  
うことでございます。

○赤川洋二委員 3年はわかりました。

あと、使用料です。今のところ、詳細には決まっていなと思うんですがけれども、やはり  
県のほうが負担は大きいんですが、市もお金出すということで、これ毎回航空公園の  
施設建てる時にちょっと質疑あるんですが、所沢市民が使用する場合、あと当然こ  
れは市外からも使用されると思うんですが、この使用料について何らかの市としての  
メリットみたいなものというのは、ちょっと考えているんですか。

○海老沢スポーツ振興課長 今の使用料の関係ですがけれども、県のほうが管理をするとい  
うことでございます。

今現在、予約をしていただくのに、県のシステムが入るということでございますので、今  
のシステムの中では、市民に対するその減免の措置ができないということでは聞いておりま  
す。

○赤川洋二委員 航空発祥記念館もそうなんだけれども、毎回そういうふうになっているん  
ですがけれども、その理由というか、結局、使用されたほうが良いわけですよ。

そうすると使用頻度としては、やはり所沢市民が使用頻度が多いと思うんです。そういう  
意味では、やはり、なるべく使用されたほうが良いという意味で、多少その辺のところをち  
よっとかげんをつけてもいいとは思いますが、県がそういうふうに来てきている理由で  
す。あと、市としても何か申し入れというかそういうものはしたんですか。

○海老沢スポーツ振興課長 確かに市内にあるということで、市民の方の利用は多くなるか  
と思います。

市といたしましても、公園スタジアム課のほうと協議をしているわけですがけれども、利用  
しやすい環境、利用料であったりとか優先利用であるとかいうことでは申し入れをしてい  
るところでございます。

○浅野美恵子委員 同じような形でつくった野球場ありますよね。やはり3分の1、市のほ  
うで負担、寄附金みたいな渡して。

あそこの野球場というのは、所沢市関係の人の優先順位とかあるんですか。使用料は全部、

県のほうに納めるということですか。

○海老沢スポーツ振興課長 航空公園野球場の運営につきましては、市のほうで委託業務で行っております。

優先利用につきましては、市内の団体等が優先に使えるようにというところでは配慮をしているところでございます。

○浅野美恵子委員 サッカーのほうも可能性はあるんですか、わからないですか、協議しないと。

○海老沢スポーツ振興課長 多目的人工芝運動場につきましても、市民が使えるようにというところでは、今後も協議をしていきたいというところで考えております。

○西沢一郎委員 各年の予算の計上の仕方なんですけれども、市は寄附金だから毎年度寄附金という形になるかと思うんですけれども、県のほうはどういう形で各年、29、30、31年度と予算計上するのか、わかったら教えてください。

○師岡教育総務部次長 県のほうの負担としましては、29年度が1億9,870万で、市のほうの負担が8,500万というふうな形で、合計で2億8,370万というのが29年度になると思います。30年度が、県費負担が2億2,140万、市費が8,500万の寄附金です。合計で3億640万。31年度が2億です、ちょうど。県の負担が1億1,500万、市費がやはり8,500万というふうに県のほうから資料はいただいております。

○西沢一郎委員 その工事内容についてわかれば教えてもらいたいんですけれども、要するに、使用開始できる見込みというのは何年度ぐらい。31年まで待たなきゃいけないのか、途中で使用開始するのか、その辺状況わかりますか。

○海老沢スポーツ振興課長 29年度に人工芝のほうを張るということで予定をしております。翌年の30年度には観客席、ベンチ等を予定しております。また、31年度にはクラブハウスということで県のほうは計画をしております。実際に使える時期でございますけれども、人工芝が張れば使えるだろうということで県も進めておりますけれども、次に観客席やベンチの工事が入ることになりますと、重機等機械が入ることでもございますので、安全管理を考えて、その辺、工事の進捗状況を見ながら貸し出しをしたいということで確認はしております。

○西沢一郎委員 多分、規模的には全国大会レベルの試合ができるのかなと思うんですけれども、そうすると、実際にフル稼働というのは、やはり31年ぐらいからというふうに考えておいたほうがよろしいんですか。

○海老沢スポーツ振興課長 工事の進捗状況ということでお話を申し上げましたけれども、県のほうも、なるべく早目供用開始はしたいというような考えはあるということでは確認をしているところでございます。

○青木利幸委員 関連なんですけれども、31年にワールドカップがあるじゃないですか、ラグビーの。それには間に合う予定ですか。

○海老沢スポーツ振興課長 今、ラグビーのワールドカップという話がございましたけれども、今のところの県との協議の間では、そちらのほうは、まだ視野のほうに入っていないというようなことでございます。

○青木利幸委員 やはり、ワールドカップの会場を、熊谷とかその辺来るわけです。そうすると、やはり練習場だとかそういった面に使えるんじゃないかなと、これがその前にオープンすれば。その辺は考えている、県のほうはどう思っているんでしょうか、わかりますか。

○海老沢スポーツ振興課長 埼玉県熊谷で開催されるということもございまして、県の公園スタジアム課のほうも、ワールドカップのほうには力を入れているところだということは聞いておりますので、こちらのほうが完成した際には、そういう環境を整えば、県のほうもそちらのほうを考慮するというようなことであるかと思えます。

○青木利幸委員 もう一つ、今度はサッカー場として、ラグビー場でもいいんですけれども、どのくらいのランクの試合というんですか、例えば実業団だとかそういった公式試合というんですか、そういったものができるのかどうか。

やはりそういった例えば大学だとか実業団、大人の試合が行われれば、公式戦でも、やはりある程度応援に駆けつけると思うんです。やはり大人が来るということで、周りにお金を落とすんじゃないかというふうに思われるんですけれども、どの程度の公式試合というんですか、できるのかというのはわかりますか。

○海老沢スポーツ振興課長 ピッチの大きさからいたしまして、公式戦はできるということでは聞いております。

ただ、今、大きな大会ということなんですけれども、サッカーの場合などでは、試合の規模によってクラス分けがされているということで聞いております。JFAの基準によりますと、全日本のクラスには5,000人からの収容規模がなければならないとか、ほかにもチームの動線であったりとか観客の動線とかいった複数のチェック項目がございますので、その辺のところをクリアしないと、全国的な大きな規模というのは難しいのかなというところで考えております。

○赤川洋二委員 すみません、関連でちょっと。

先ほど、野球場が市の管理ということでお聞きしたんですけれども、市が管理した場合にその辺の費用です。それは県から出てくる費用で管理するんですか、その辺ちょっとお聞かせください。

○海老沢スポーツ振興課長 航空公園野球場につきましては、市の委託料で運営をしております。

ます。

○赤川洋二委員　そうすると、市民の優先順位という意味では、今回の多目的運動場も本当は市が管理すればいいんでしょうけれども、その辺の予算が発生するというようなことで、市の管理というのは検討しないんですか。それと、市の管理も検討するんですか。それだけちょっと最後をお願いします。

○海老沢スポーツ振興課長　人工芝の多目的運動場につきましては、県が管理ということでございますけれども、通常の整備費用のほかにも、人工芝が10年に一度ぐらいは張りかえをしなくちゃならないということもございまして、多額の金額も発生するというのもございまして、現段階では県のほうでの管理ということで行います。

○中村 太委員　そもそもこの8,500万を受け入れる、その根拠法令等というのは何ですか、それ確認させてください。

○海老沢スポーツ振興課長　今回の寄附につきましては、地方自治法第232条の2、普通公共団体は公益上必要がある場合において寄附をすることができることを根拠といたしまして、市の任意の協力として自主的に寄附ということを考えております。

○中村 太委員　その受けた寄附というのは県の予算書のどこに入るんですか。教育雑入のような項目に入っているんですか、その辺ちょっと確認させてください。

○海老沢スポーツ振興課長　大変申し訳ございません。県にちょっと確認はしていないところでございます。

○中村 太委員　あと、この同種の人工芝グラウンドの県内の整備状況、確認させてください。

○海老沢スポーツ振興課長　県が今、管理をしているというところは、埼玉スタジアム2002のグラウンドでございます。

○中村 太委員　同様の規模で人工芝のグラウンドを、県は管理を、じゃ、していないということですか。

あとはわかれば結構ですけれども、他市町村の人工芝グラウンドの整備状況、おわかりになりますでしょうか。

○海老沢スポーツ振興課長　埼玉スタジアム2002につきましては、県が指定管理で運営をしているところでございます。

他市の状況につきましては、大変申し訳ございません。ちょっと資料のほう持ち合わせございません。

○中村 太委員　あと、先ほど危機管理課のほうにも確認したんですけども、あのグラウンドというのは、市内に4カ所しかない防災ヘリの着陸ができるグラウンドなんですけれども、今回の整備によってその着陸の関係というのは、今、県から何か連絡のほう受けていますか。

○海老沢スポーツ振興課長 防災ヘリの関係につきましては、確認はしてございません。

○赤川洋二委員 262の学校給食センター再整備事業ということでお伺いしたいと思っているんですけども、本会議場でもいろいろな質疑あったんですけども、今度は学校給食について整備手法です。これを委託によって検討していくという、何らかの方針をつくるんだと思うんですけども、もともと3.11前においては、学校給食について自校給食をやっていく方向でということで、優先順位も含めて決めていたんですけども、それ以降ちょっと耐震化が入ってきて、で、親子給食ということになってきているんですけども、自校給食に対する教育委員会としての考え方あったと思うんですけども、それというのは今現在生きているのかどうかです。

もうそうじゃなくて、給食センターを整備していく方向で行くのか、今まで自校給食やったところはやったところで、ほかはそうじゃないという方向に進むのか。もともと今現在の教育委員会の中の学校給食の整備に対する基本的な考え方です、自校給食に対する考え方、これについてお伺いします。

○川上保健給食課長 自校化、自校給食につきましては経緯を申し上げますと、平成4年度なんですけれども、教育委員会内にプロジェクトチームが立ち上がりまして、その検討結果といたしまして、さまざまな状況を勘案して、可能な限り自校化を進めることが望ましいとそういう報告が、そのプロジェクトチームから教育長宛に出されております。そういった考え方が示されましたので、それに基づいて自校化を進めてきたという経緯があります。

ただ、ここに至りまして、給食センターの老朽化が喫緊の課題ということですので、そちらのほうを優先的に進めるというそういう判断をしているということでございます。以上でございます。

○赤川洋二委員 平成4年以降に関しては、行く行くは給食センターはなくなっていくのかなと我々その当時思っていたんですけども、ということは、平成4年示されたものというのはもうまるきり考えない。自校給食はないという考え方で、この整備計画を委託する段階で、この辺の基本的な考え方です。それは前の平成4年当時のは、まだ完全にはなくなっていないんですか、完全になくなっていますか。

○川上保健給食課長 平成4年にそういう形が出された考え方、それについては自校化の利点というものを認めての考え方だったと思います。

それで進めてきたわけですので、そちらの考え方というのは決して間違ったものではないと思います。

○島田一隆委員長 ここで、補足答弁の申し出がありますので、これを許します。

○末廣教育施設課長 先ほど御質問のございました県内の内装木質化に関する情報でございますが、非常に学校数多うございますが、まず、27年度につきましては、改修工事が県内で



17校行われておりまして、そのうち11校が単独事業として行われております。

26年度につきましては8校、こちらについては文科省、もしくは林野庁の補助金を利用して木質化が行われております。それから、25年度につきましては20校で木質化が行われておりまして、文科省、もしくは林野庁等の補助をいただきながら進めているようでございます。

○松崎智也委員　私が聞いた木質化のところで、耐用年数はないというふうに先ほど御答弁あったんですけども、私、財務省のほうに確認したところ、これでどうですかというある程度の数字は示されたので、ちょっともう一度、耐用年数については財務省等に確認いただけますか。もし、なければ、それで答えられなかったら、なくていいので。

○末廣教育施設課長　先ほど御答弁さしあげましたが、財務省の財務省令のところなんです、財務省令によるとないということですが、では、もう一度戻りまして財務省には確認して、もう一度御返事をさせていただきたいと思えます。

○島田一隆委員長　ただいまの発言とおりに御了解願います。  
質疑を続けます。

○中村 太委員　学校給食センターの再整備事業ということなんです、そもそも学校給食センターをつくらないという選択肢というのはないのでしょうか。

あと、他市の事例で、学校給食センターを自前で持たないけれども、センター給食的なものを実際に供給している事例というのはないんですか。その辺のことについて、ちょっと御見解伺いたいと思えます。

○川上保健給食課長　まず、給食センターをつくらずに、例えばですけども、民間からそういったものを調達するというような方法というようなものも、調査した結果なんですけれども、やはり、それだけの大量のものを安全・安心な形で調達するのは、民間の業者等を使うのはちょっと難しいのではないかとこのように判断しております。

また、他市の事例でもそういった状況は、そういった事例は把握はしておりません。

○中村 太委員　給食センター自体を、他市とともに共有化して持っていくというような事例というのがありますか。

○川上保健給食課長　近隣では、埼玉県でも1カ所ございます。また、あと都内でも1カ所あったかと思えます。

ただ、どちらも大変古い施設でございまして、昭和40年代、比較的規模的には小さな2つの自治体なりが同時に始めた、そういう形での共同での事例だというふうに把握しております。

○中村 太委員　じゃ、法令の中では、学校給食センターを自前で持たなくてはならないということではないということによろしいですか。

○川上保健給食課長　センターを持つことが義務づけられているとかそういうものではござ

いません。給食の提供について努めるということが規定されております。

○浅野美恵子委員 親子方式が入って、例えば、私の近くの南陵中の生徒が、何か温かかったり、前よりいいという声をよく聞くんですけども、中・小の親子じゃなくて小学校同士の親子というのかわからないけれども、隣の学校で多くつくってすぐ運ぶとか、そういうことというのは検討したことがありますか。

○川上保健給食課長 具体的な検討はしたことは今まではございません。

○島田一隆委員長 以上で教育費の質疑を終了いたします。

それでは、ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時50分）

再 開（午後4時0分）

○島田一隆委員長 再開いたします。

これより、第12款公債費について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で、公債費の質疑を終了いたします。

次に、第13款予備費について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で予備費の質疑を終了いたします。

次に、歳入について審査を行います。

それでは、質疑を求めます。

○荒川 広委員 この本年度の分の中に、前年度のふるさと納税の関係での減収分、どのくらい減収見込んでいますか。

○肥沼市民税課長 ふるさと納税の減収分につきましては、議案の資料にも添付をさせていただいていますが、寄附金の税額控除がそれに該当するものでございまして、2億5,996万5,000円程度を見込んでおります。

○浅野美恵子委員 法人税の見込みが減という説明を受けたんですけども、そういう傾向なんですか。

何か国は、従業員の人にベースアップしたら法人税減らすとかそういうことも言っていますが、そういうことなんですか。

○肥沼市民税課長 法人市民税につきましては減収で見込んでおりまして、その理由といた

しましては、第1点目としまして、税率が引き下げされてきて、その効果があらわれてきたものという点が1点目でございます。

2つ目としまして、実績としまして、市内の持ち株ですとか金融関係の業者の実績が低下していることがございまして、総合的に勘案して税収の減ということで見込んだものでございます。

○浅野美恵子委員 ありがとうございます。

税率の引き下げというのは、28年と29年で法人税の税率が引き下げられたのでしょうか。

○肥沼市民税課長 実際の税率の引き下げがあったのは平成26年度でして、実際にはその影響が平成27年度からあらわれていたものでございますが、平成27年度につきまして、法人税収の実際の税収がよかったことから、平成28年度は多目に見込んでいたところでございますが、実際の税収を見たところ、今年度に、平成28年度の実績を踏まえると減収をしまして、その状況を踏まえたということでございます。

○松崎智也委員 先ほど、ふるさと納税で減る分が約2.9億円ということでしたけれども、でもその一部は交付税で見られると思うんですけれども、その交付税を見たうちの減収分が2.9億ということでしょうか。それとも別ですか、交付税でまた戻ってくる分というのは。

○肥沼市民税課長 先ほどの数字は市民税のみの減収分です。交付税の分は入っておりません。

○松崎智也委員 交付税に見られる額というのは、本来戻ってくるはずであろう額というのは、2.9億円のうちのどれぐらいの割合かおわかりになりますか。

○林財政課長 交付税におきましては、減収分75%を原則として基準財政収入として見るという形になっております。

○赤川洋二委員 25ページの自動車取得税交付金なんですけれども、これ、歳入の中で伸びという見込みで29%、そのぐらい見込んでいるんですけれども、この大きく見込んだ理由なんですけれども、何か法律改正とか何かその理由です、それをお聞かせください。

○林財政課長 こちらの自動車取得税を含めまして地方譲与税につきましては、国のほうで地方財政対策というのを示します。それをもとにいたしまして見積もっておりまして、他の譲与税の項目につきましては、ほとんどマイナスを算定しておりましたけれども、こちら自動車取得税につきましては、国のほうで増額になるという見込みをしております。市のほうもそれに合わせて増額を見込んだというものでございます。

○赤川洋二委員 国が増額見込んだというのは、国のほうでどういう、取得税に対する考え方が変わったということですか。

○林財政課長 こちらはあくまでも見込みになりますので、何ともいえないところはございますけれども、基本的には自動車の取得税でございますので、自動車が売れるであろうとい

うことを国が見込んで、それを計算したというものでございます。

○島田一隆委員長　ここで補足答弁の申し出がありますので、これを許します。

○海老沢スポーツ振興課長　先ほどの中村委員、西沢委員の御質問で答弁漏れをしましたところにつきまして、県と確認がとれましたので報告させていただきます。

まず、航空公園多目的運動場の寄附でございますけれども、県のほうでは、公園等施設整備費の中の諸収入の雑入ということで、今回の改修工事に使われるということで確認がとれました。

それともう一点で、防災ヘリの関係でございますけれども、防災ヘリは、工事中につきましては、ちょっとその辺のところは無理だということなんですけれども、人工芝が敷設された際には想定しているということでございました。

○島田一隆委員長　ただいまの発言のとおり御了承願います。

質疑を続けます。

○浅野美恵子委員　25ページの消費税の交付金ですが、これ、ふえる予想ですが、予想として何か理由があるのか、あるいはプレミアム商品券の売れた分とかそういうのが、何かここで反映されるのか、教えてください。

○林財政課長　こちらにつきましても、国で算定しております資料と、また県のほうの資料と参考にさせていただきますして出させていただきますしております。

こちらにつきましては、ものが売れたものによって出てくるものでございますので、プレミアム分というものも売ればそこに入ってくるという形にはなります。ただし、割合としては、それほど大きくないのではないかなと考えております。

○荒川 広委員　国有提供施設等の所在市町村助成交付金、それから、その下の施設等所在市町村調整交付金、これ、基地に関わるものだと思うんですけれども、この金額を先ほどの21ページの国有資産等所在市町村交付金、この計算の仕方で計算するとどのくらいになりますか。固定資産評価額掛ける100分の1.4。

○栗原資産税課長　ただいまの御質疑は、基地に課税したら幾らになるかという意味でよろしいですか。そうしますと、あそこの面積が約66万2,000平米ございます。こちらの計算をいたしますと、固定資産税額が約6億4,000万、都市計画税額が1億4,000万です。合計で約7億8,000万となるものでございます。

○荒川 広委員　そういうことになるわけですが、これは交付金をもっとよこせというような、県基地対策委員会通じてこういった要望はされているんでしょうか。

○林財政課長　こちらにつきましては、県を通しまして所沢市といたしましても、適切な額を交付されるようにということを要望いたしております。

○中村 太委員　54ページの33の諸手当返還金ですが、これについてちょっと御説明

をいただけますか。

○林財政課長　こちらは、職員が手当をもらい過ぎていたということに対しまして、職員から返還をさせているものでございます。

○中村 太委員　ちょっとわからないんですけども、普通ですと窓あけとしての数字が入ってくるというんだったら理解できるんですけども、この額が決まっているというのは、これどういうことなんですか。

○林財政課長　平成26年度当時に、住居手当の主に現況確認をしたときに、これが発覚したものだということふうに聞いております。

金額がはっきりしておりますのは、その段階でかなり多額のもらい過ぎが発覚したということがございまして、その分が計上されているということでございます。

○中村 太委員　全然わからないんですけども、何人でどれだけの額がこのときに払い過ぎたということになっていて、26年で払い過ぎということは、本来26年度中、あるいは27年度ぐらいに全て払い戻されているはずなんですけれども、今回何でこの予算に出てくる。決算だったらまだわかるんですけども、何で予算に出てくるんですか。

○林財政課長　申し訳ございません。

26年度に確定しまして、こちらのっておりますのは2人分でございます。金額が大きかったために分割で払うという形にしております関係で、当初予算にのっているというものでございます。

○中村 太委員　いや、そもそも、その26年度に2人分ということじゃないんですよね。

だからこれは、まだ払い切れていない人が2人いてこの額ということだと思うんですけども、その26年のときは何人見つかったというか、そういう形になったんですか。

○林財政課長　返還内容といたしまして10名分です、見つかって、そのうち残っているのが2人分ということでございます。以上でございます。

○中村 太委員　当時10名分の総額というのは幾らあったんですか。

○林財政課長　総返還額といたしまして557万円というふうになっております。

○中村 太委員　住居手当を払い過ぎてしまうというのは、どういった事例なんですか。ちょっと制度的に詳しくないのでよくわからないんですけども、ちょっと御説明いただけますか。

○林財政課長　主には賃貸であったものを持ち家、変更届が漏れたというようなことでございまして、あと、主たる生計維持者の変更が漏れてしまったと、そういった届け出の漏れというふうに聞いております。

○中村 太委員　これは、そのときに発覚した部分については返還を求めていっているということでしょうけれども、その後の対応とか、毎年どのようなことをされているんですか、

発覚した後というのは。

- 林財政課長 このときに住居手当の確認が漏れた関係でかなり発覚したということで、職員課のほうでは、その後、毎年いろいろな手当について確認をして、間違いがないようにというふうに徹底しているということでございます。
- 中村 太委員 何か県とか国からの指示があって洗い出しの確認を行ったということなんですか。それとも自主的に市のほうの調査でわかったということなんですか。
- 林財政課長 特に指示があったという話は聞いておりません。
- 中村 太委員 過去もそういうことが行われていた可能性があったということなんですか。その辺はどういう御判断をされているのか、ちょっとわかりますか。
- 林財政課長 過去の判断まではわかりませんが、こちら大きく出ておりますのは、全部を網羅して出したという形でございます。
- 通常でいきますと、時効ということも本当はあるわけですが、これはもう、もらい過ぎなものについては時効ということを考えずに、全部返させているということでございます。
- 中村 太委員 そもそも2つ考え方があって、加算金とか延滞金の類いというのが当然発生してくるわけですね、返還金。それはここの返還金、それから26年以降の、去年の予算には含まれているんですか。
- 林財政課長 こちらの把握している限りでは、返還金額の中に加算金等が入っているというのとはちょっと確認しておりません。
- 中村 太委員 あともう一つは、その人の所得がふえているということですから、当然住民税とか所得税、上がっているわけですね、その方は、もらい過ぎていた方々は。その辺の逆の意味で、控除というのも計算されて返還額を求めているんですか。
- 林財政課長 人事担当のほうで担当しておりますけれども、ちょっと細かいところまでわかりかねます。
- 中村 太委員 一番大きな金額を今回払い過ぎていたというか、もらい過ぎていた方というのは幾らぐらいだったんですか。
- 林財政課長 一番多くもらい過ぎていた方というのが220万円ぐらいというふうになっております。
- 中村 太委員 この2人の方なんでしょうか、どうでしょうか。今回の予算に出てくる。
- 林財政課長 お二人の方でございます。
- 中村 太委員 このお二人の方の283万8,000円の内訳というのはわかりますか。
- 林財政課長 お二人いらっしゃいまして、お一人が94万円、もう一人が約190万円となっております。以上でございます。
- 中村 太委員 今年度のこの返還金で完済というか、全て支払いを終えるような形になる

んですか。

○林財政課長　こちらにつきましては、この金額が市としても納めてもらわなければいけない金額として計上されております。

分割になりますので、今年度中には恐らく納め切れない、来年度にもものってくるという形になります。以上でございます。

○中村 太委員　これは公金横領に当たらないんですか。

いわゆる非違行為でしたか、この間話題になりましたけれども、そういった部分に対しての調査とか検討結果というのはないんですか。

○林財政課長　こちらにつきましては、届け出が漏れていたとか変更がしていなかったという形でございますので、そこまでに当たらないという判断でございます。

○中村 太委員　職員課かもしれないんですけども、この方々に対する処分というのは全くないということよろしいですか。

○林財政課長　処分等が行われたというのは聞いておりません。

○島田一隆委員長　ここで、補足答弁の申し出がありますので、これを許します。

○末廣教育施設課長　先ほどの松崎委員の御質問でございますが、国税局に確認をいたしましたところ、木質化内装の耐用年数の規定はないということでございました。以上でございます。

○島田一隆委員長　ただいまの発言どおり御了承願います。

○西沢一郎委員　民生雑入の03と04なんですけれども、生活保護法第63条による返還金と、生活保護法第78条による徴収金のこの違いと積算根拠を教えてください。

○林財政課長　63条につきましては資力、資力というのはお金を払う力が生まれたときに返還をもらうというものでございまして、78条につきましては不実の申し出、不実請求があった場合でございます。

金額につきましては、こちら積算することは非常に難しいものでございますので、過去の経緯からこの金額を割り出したものでございます。

○中村 太委員　55ページの小手指第5分館集会所太陽光発電売電収入ということで計上されているんですけども、これはどういった経緯というかお金の流れになっているんですか。

恐らく、これ集会所だから、1回その集会所を管理されているところに入るのかなと思うんですけども、ちょっと説明をお願いいたします。

○林財政課長　第5分館に、ソーラーパネルが乗っておりまして、それが自治会の方が使っている状態です。

余った部分につきまして売電をいたしまして、それがこちらのほうに収入として入るというものでございます。

○中村 太委員 幼稚園に関して、建物に関しては当然市のものであって、そこから得た利益というものについては、どういう判断がされているんですか。

基本的には市有地であって、そこで営利行為をいうものについては、当然なかなか難しいものだと思っているんですけれども、民間というか市じゃない部分です。だからこれ、売れている部分については全て市のほうの歳入になっているんですか。それとも一部は、地元のほうに還元がされているという形ですか。

○林財政課長 自治会のほうの歳入になっているということではございませんで、市のほうに来ていたというものでございます。

○中村 太委員 ただ、そこで売れている電気の一部を自治会のほうが使っていると、結果的には自治会に対する利益行為になるわけじゃないですか。その辺の法整備というのは大丈夫なんですか、どういう契約なんですか。

○林財政課長 直接の所管ではございませんので、細かい契約の内容まではちょっとわかりかねますけれども、もともとこちら、西部クリーンセンターで御協力いただいている自治会ということでございます。

電気代につきましても、そういった意味でソーラーをつけますと、市のほうに歳入が売電収入で来るということもありますし、自治会のほうの方につきましても、その分電気料が安くなるということでございますので、そういった形に使っているというふうに聞いております。

○中村 太委員 事実としての確認だけさせていただきたいんですけれども、売電のうちの一部、これはお金なのか電気なのかわからないですけれども、それが自治会のものになっている現状があるということはよろしいですか。

○林財政課長 自治会のものになっているというふうには、ちょっと難しいところがございますけれども、例えば、夜に使いますと、もちろん電気はないので普通に電気料を払う形になります。

昼間の会議などで、本来電気料を払うようなときに売電分の、ソーラーからパネルの売電分で電気が起こせるのであれば、その分電気料は安くなっているというふうに考えられます。

○中村 太委員 こうした市有地を使って民間の方が利益を得るという行為というか状態の今、形というのは、このほかに何かちょっと今、例えば自動販売機だったりいろいろあると思うんですけれども、想定されているものというのがありますか。

○林財政課長 繰り返しになりますけれども、こちらにつきましては、クリーンセンターの協力という意味も含めて行ってございまして、ほかにこういったケースがまあるかという、恐らくそれほどあるかと思えないです。以上でございます。

○浅野美恵子委員 その上の16放射性物質賠償金なんですけれども、今も東電のほうから払



われているということと、どういう項目の賠償金なんですか。

○林財政課長 そのとおりでございます。

○浅野美恵子委員 何に対して賠償しているかということ。

○林財政課長 原子力発電の関係、事故がございました。

その関係で、いろいろな調査をしなければならないということが起こっております。そういったことに関しまして、そういった費用に関する賠償金でございます。

○赤川洋二委員 56ページの下の方の線下補償料精算金なんですけれども、線下補償料というのは項目にまだあったんですけれども、精算ということは北中運動場というような説明があったんですけれども、その辺の詳細です、精算したという。どういう形の精算なのかお聞きします。

○林財政課長 御指摘のとおり、こちら北中運動場の分でございます。

北中運動場のこの対象の用地を購入したことによりまして、補償分が発生したというものでございます。

○赤川洋二委員 ということは、今まで地主がもらっていた補償金が入ってくるようになったということですか。

○林財政課長 そのとおりでございます。

○赤川洋二委員 それでこの辺の、私もいろいろと探したんですけれども、こういう所沢市が受けている補償金というのは、ほかに線下以外にいろいろあると思うんですけれども、それ、どこの項目に大体ありますか。細かく分かれていますか、一挙にあるんですか補償金、収入で。

○林財政課長 こちらの補償金はかなり珍しいケースかと思えます。まとまってほかにあるかということ、そんなに多くあるとは思えないんです。

○荒川 広委員 土木雑入の中で、狭山ヶ丘駅の東口、それから第二上新井、この清算金がついているんですけれども、それぞれまだ清算金のまだ清算していない部分、これから歳入に入ってくる部分というのは、それぞれの区画整理事務所で幾らになりますか。

○林財政課長 こちらが、2つ滞納繰越分ということでございますので、この金額になろうかと思えます。

○荒川 広委員 これでおしまいということですね。

○林財政課長 こちら、繰り越し分ではありません、滞納分でございます、ずっとたまっている分がついておりますので、この金額になると思えます。

○荒川 広委員 だから、これ以外にもまだ滞納があるというふうに、担当じゃないからあれなのかもしれないけれども、そういう考え方でいいんでしょうか。もし、わかればいいですから。

○林財政課長　こちら、過去の年度の分を積算した金額になっておりますので、こちらで全て網羅されるというふうに考えております。

○荒川 広委員　ついでに、ちょっと関連して聞きたいんですけども、この区画整理事務所がもう廃止されたわけですね。

そうすると、こういった清算金もこちらの一般会計に入ってくるし、逆に市債がまだ、未返還部分もこちらで払わなくちゃいけないんですけども、それはまだ残っているんですか。この東口と第二上新井というのは。わからないか、わからなかったらいい、なかったことにしてもらってもいいです。

○荒川 広委員　先ほどの地方交付税が、前年度と比べて2億何千万マイナスだったんですけども、この臨時財政対策債のほうではプラス2億となっているんですけども、ここを見ると大体とんとんという見方をするんですが、実際28年度補正もやりましたから、27年度と比べて28年度は多分、足した金額でもマイナスだったと思うんですけども、その辺は見通しはどうですか。

○林財政課長　御指摘のとおり、28年度におきましては、その前の年よりマイナスになっております。

29年度におきましては、所沢市のほうにおきましては、例えば需要額といたしまして高齢化もかなり進んでおりますので、需要額のほうが多分伸びるであろうと思っております。今年度、28年度と同等ぐらいの金額は、恐らく足してくるだろうという見込みでございます。

○栗原資産税課長　恐れ入ります。先ほど、荒川委員からいただきました所沢通信基地の税額でございますけれども、ちょっと補足をさせていただきます。

現状では、あそこの土地は調整区域になっておりますので、都市計画税は課税されないというところだけ、ちょっとつけ加えさせていただきます。

○赤川洋二委員　予算編成全体を通してということで、我々、毎年議案資料の中で予算編成方針というのをいただいています、その中で経常的経費の徹底見直し、毎年出ていまして、今回予算編成に当たって、廃止を含め徹底した見直しを行い、行政の行う意義が薄れた事業について、見直していくということが記されているんですけども、今回この事業について見直したとか、これについてということで、この経常経費を縮減のために、そういう事業があったらお聞きしたいんですけども。

○林財政課長　経常経費の見直しを受けましては、毎年大きな課題となっております。

今年度におきましては、大きな事業をゼロにして組んだというよりも、既存の事業につきまして、なるべくスリムにしていってつくっていったというふうに、そういった事業でございます。大きな事業をゼロにしたというよりも、細かい積み上げによってつくったというものでございます。

○赤川洋二委員　それから、あと財源確保ということで、補助金なんかは国・県が補助金出していたときにつけていたやつは、その補助金がなくなったら、市はその補助金を原則で廃止するというんですけれども、今回そういうような事業はございましたか。

○林財政課長　こちらで把握している限りでは、通常執行の段階で予算のときに補助金がついていたのにかかわらず、執行の段階では補助金がつかなくなった場合に事業を見直していくということはございますけれども、それ以外の関係では特にございません。

ちよっと直接は違いますが、今度補正でお願いいたしました病院への繰出金といいますか補助金がありました。地方交付税がなくなったことによってやめたといったものがございました。

○荒川 広委員　今の答弁を聞いて、例えば木質化。これは補助金がつかなかったという場合は打ち切るという方針でいいですか。

○林財政課長　今年度の予算におきましても、補助金は計上しないでのせさせていただきます。そういった関係でございますので、個々に判断しているという形になります。

○荒川 広委員　30年度に補助がついていましたよね、事業費で木質化。あれが結局つかなかったという場合は、この方針だと取りやめということになりますね。

○林財政課長　繰り返しになりますけれども、今年度につきましても、補助金はないですけれども計上しているということでございます。

30年以降の見込みにつきましては、注釈にも変更になる可能性があるというふうに書いております。そのときで、また個々に判断していただく内容になるかと思えます。

○松崎智也委員　ちよっと仮の話になるんですけれども、民間企業が今回の中央中のような内装の木質化を行った場合、一括で費用計上することは難しく、やはり償却資産になりますよねという確認をさせてください。償却資産になるかどうか。

○栗原資産税課長　ちよっと調べてみないとわからないんですけれども、多分該当にはならないと考えております。

○松崎智也委員　じゃ、なるかどうか。また、なる場合は何年での償却を求めるか。今じゃなくていいので、併せて御回答いただけますか。

○栗原資産税課長　では、後ほど回答させていただきます。

○島田一隆委員長　ほか、よろしいですか。

質疑、意見、採決を保留いたします。

以上をもって本日の審査は終わりました。

17日は、午前9時より予算特別委員会を開き、議案第18号の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間大変お疲れさまでした。

散 会 (午後4時37分)